

事例から学ぶいじめ対応集

平成21年3月

奈良県教育委員会

は じ め に

「子どもの命と安全を守り、心身ともに健全な子どもを育成する」

このことは、学校や教職員の最大の使命であると私は考えます。教育長就任以来、「愛を基盤として、知力・体力・忍耐力を身に付けて、正々堂々と生きる子どもを育てる」ことをスローガンとして、すべての子どもたちに、あきらめない心や勇気、他者に対する思いやりをもち、誠実に生きてほしいとの願いをもって教育に当たってきました。

現在、いじめの認知件数は全国的に依然として多く、いじめを原因として子どもが自ら命を絶つといった痛ましい事件も後を絶ちません。また、近年の高度情報化の進展にともない、「インターネット上の非公式サイト」いわゆる「学校裏サイト」を利用して、特定の子どもに対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、携帯電話を使い他人になりすまして、特定の子どもに対する誹謗・中傷メールを不特定多数に送りつけたりするなど、「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が深刻化しています。

本県は、全国平均に比べ児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は低いものの、携帯電話を使った嫌がらせメールによるいじめが発生するなど、いじめ問題に対しては一層真剣な取組が求められています。

学校教育の中で、こういったいじめ問題に対応するためには、何よりも子どもたちに、自分を大切にすると同時に他者を大切にすると人権意識や、善悪の判断、規範意識、集団や社会の一員としての自覚などの社会性を、身に付けさせる必要があると考えます。

今回、いじめ問題に対応する際の参考資料として、県内の小学校・中学校・高等学校におけるいじめ対策の事例を収録した対応集を刊行することとしました。本対応集は、学校がいじめ問題に正面から向き合い、その解決や未然防止に向けて全力で取り組んだ様々な実践例をもとに、「事例から学ぶいじめ対応集」作成委員会において検討を重ね作成したものです。

今後、各学校の実態に応じた指導に本対応集を活用していただくと同時に、各学校が家庭・地域・関係機関等と連携、協働しつつ、いじめ問題の未然防止と解決に向けた取組を一層進めていただくよう期待します。

最後になりましたが、「事例から学ぶいじめ対応集」作成委員の方々をはじめ、関係各位に心から敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

平成21年3月

奈良県教育委員会教育長

富 岡 将 人

目 次

1	いじめ問題の基本的視点	1
	(1) 定義	
	(2) とらえ方	
	(3) 態様	
2	いじめの構造といじめへの対応	2
3	いじめ問題の対応 一児童生徒との人間的なつながりをもって一	3
	(1) 被害者(いじめられた側)に対して	
	(2) 加害者(いじめた側)に対して	
	(3) 観衆や傍観者に対して	
4	予防的活動(未然防止の取組)	4
	(1) 保護者や地域との連携	
	(2) 生徒指導の充実	
	(3) 特別活動等の充実	
	(4) 「発達的な視点(LD・ADHD・高機能自閉症等の有無の視点)」を 見落とさない(特別支援教育の充実)	
5	トラブルはなぜ起きる	6
	(1) 保護者から寄せられる内容で多いもの	
	(2) いじめる理由として多いもの	

6 緊急的対応 **7**

- (1) 的確な情報収集 7
- (2) 基本的な緊急対応(いじめ問題対策委員会の開催) 7
- (3) 調査による実態把握 9
- (4) 解決に向けた指導・援助 10
- (5) 継続指導・経過観察 13
- (6) 再発防止(いじめをなくすための工夫) 13

7 「ネット上のいじめ」への対応 **14**

- (1) 「ネット上のいじめ」の特徴 14
- (2) 「ネット上のいじめ」の種類 15
- (3) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応 16
- (4) いじめ発見時の児童生徒への対応 17
- (5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応 18

8 本県のいじめ防止に向けた具体的な取組例 **19**

- (1) 各小学校、中学校、高等学校で行われた取組 19
- (2) 県教育委員会等の取組 20

9 教職員向け指導資料等 **21**

10 小学校におけるいじめ **22**

小学校におけるいじめの特徴
予防のための取組

小学校におけるいじめ対応事例

- (1) 家庭との連携により早期にいじめを発見し、
継続して指導した事例 24
- (2) 人間関係をうまく築けない児童の特性を十分理解した上で、
事象への対応が必要であった事例 26
- (3) 友達関係が上下関係に移行し、いじめに至った事例 28
- (4) いじめる側といじめられる側が逆転した事例 30

11 中学校におけるいじめ 32

中学校におけるいじめの特徴
予防のための取組

中学校におけるいじめ対応事例

- (1) 生徒の主体的な取組で、いじめの予防に取り組んだ事例 33
- (2) 教職員の主体的な取組で、いじめの予防に取り組んだ事例 34
- (3) 生徒がいじめに気づき、
自ら解決しようとする集団づくりに取り組んだ事例 36
- (4) 保護者と学校との連携により、いじめの解決に取り組んだ事例 38
[メールによるいじめ]
- (5) 生徒がいじめを打ち明けられる環境づくりに失敗した事例 40
[メールによるいじめ]
- (6) 生徒同士（被害者と加害者）だけで話し合わせ、
いじめの解決に失敗した事例 42

12 高等学校におけるいじめ 44

高等学校におけるいじめの特徴
予防のための取組
早期発見のための取組
早期解決のための取組
解決後の継続指導

高等学校におけるいじめ対応事例

- (1) 教職員と生徒が力を合わせ、いじめの予防に取り組んだ事例 46
[いじめをなくす宣言文の作成]
- (2) いじめのアンケート結果から、
生徒と共にいじめの解決に取り組んだ事例 48
- (3) 教職員が一丸となって、いじめの解決に取り組んだ事例 50
- (4) 部活動内で発生したいじめに、
多くの教職員が連携してその解決に取り組んだ事例 52
- (5) 教職員がいじめにすぐに気付かなかった事例 54
- (6) 教職員が一丸となって、「ネット上のいじめ」に取り組んだ事例 56
- (7) 「ブログへの書き込み」がいじめに発展し、
その解決に取り組んだ事例 58

13 いじめの早期発見の手だて —チェックポイント— 60

1 いじめ問題の基本的視点

(1) 定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
(文部科学省の定義)

(2) とらえ方

- ① いじめは、一人又は集団で、特定の者に対して暴力を振るったり、仲間はずれにしたり、集団による無視などを繰り返す、長期にわたり相手に精神的、肉体的な苦痛を与える行為である。
- ② いじめは、相手に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、本人自身の心身の健全な発達をも阻害するものであり、児童生徒の人格形成上見逃すことのできない大きな問題である。

(3) 態様

① 肉体的苦痛を与えるもの

殴る 蹴る 小突く 物をぶつける 倒す 閉じ込める たたく 髪の毛を引っ張る
水や泥をかける プロレスごっこの強要 つねる けんかをさせる 火を押し付ける
鉛筆やコンパス・画鋸などを突き刺す 等

② 精神的苦痛を与えるもの

【無視】

話しかけない 返事をしない 等

【嫌がらせ】

物を隠す 汚す 壊す 冷やかす からかう 嫌がるあだ名で呼ぶ 落書きをする
悪いうわさをながす いたずら電話をする 使い走りをさせる 質問を強要する
発言に故意に反論する 親切の押し付けをする
携帯やパソコンから悪質なメールを送る 等

【言葉によるもの】

相手の嫌がる言葉で攻撃する
(キモイ ウザイ キショイ デブ バイキン 不潔 死ね 等)

【仲間外れ】

集団に入れない そばに近寄らない 一緒に行動を取らせない みんなでにらむ
暴言を吐く 等

③ 犯罪行為

金品の強要 万引きや窃盗の強要 暴力(殴る・蹴る) けがを負わせる 等

④ 性的ないじめ

服を脱がす 抱きつかせる 性的行為の強要 等

2 いじめの構造といじめへの対応

いじめの四層構造

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立している。

いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじめている人」に見える。

被害者 (いじめられている者)		
加害者 (いじめている者)		
観衆 (周りではやしたてる者) → いじめを助長・促進する働き		
傍観者 (見て見ぬふりをする者) → 結果としていじめを支持する働き		

これ以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した児童生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層をどうやって育てていくかがいじめ防止指導の課題である。

(森田洋司・清水賢二 氏 1986年)

いじめへの対応は、学校が常に危機感をもって、組織的かつ適切に！

教育的予防の観点を重視した 「予防的活動」と「緊急的対応」

【予防的活動】 〈 本編 pp. 4 - 5 参照 〉

- (1) 保護者や地域との連携
- (2) 生徒指導の充実
- (3) 特別活動等の充実
- (4) 「発達的な視点」をもつ

【緊急的対応】 〈 本編 pp. 7 - 14 参照 〉

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
(いじめ問題対策委員会の開催)
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止



3 いじめ問題の対応 —児童生徒との人間的なつながりをもって—

(1) 被害者（いじめられた側）に対して

① 訴えを丁寧に聞き、事実を正確に把握する

受容的な態度で、児童生徒に対して誠意をもって向かう。いつごろから、誰によって、どういった理由で、どんなふうにいじめられたのかをそのつらさや苦しさを共有しながら本気で聞く。また、仕返しなどの不安感の除去に努めることが不可欠である。

② かかわりながら自立を促す

いじめられた児童生徒にも問題があるという考えは、指導者にあってはならない。指導者は、児童生徒の良き理解者として温かく包み込む姿勢で、児童生徒とかかわりながら、次第に自立していけるように援助していく。

(2) 加害者（いじめた側）に対して

① いじめ行為は、「命にかかわる重大なこと」であることを気付かせ、毅然とした態度で指導する

いじめ行為は、人間として絶対に許されない行為で、社会の規範に外れることであると毅然とした態度で指導する。留意点として、いじめを行った事実とその人の人格とを区別して指導する。

② いじめられた者の苦しみや心の痛みに気付かせる

いじめられた側の心の痛みに気付かせながら、内面に深く迫る指導を粘り強く行う。留意点として、指導は迅速でなければならないが、解決を急ぐあまり、不満や遺恨の念が残り反抗的な態度を取ることのないようにする。また、表面的な沈静に終わることのないようにする。

いじめの背後に潜むもの

- ア 人間形成の歪み
- イ 自己表現の乏しさ
- ウ 自己存在感がもてない不満
- エ ストレスを解消できない不満
- オ 対人関係の未熟さ 等

(3) 観衆や傍観者に対して

自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらいいのかを考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを勇気をもって行動できるように指導する。

見て見ぬふりをすることは、いじめ行為に通じることを理解させる。

4 予防的活動（未然防止の取組）

（1）保護者や地域との連携

いじめの未然防止の取組としてよく言われるのが、早期発見・早期対応である。その大切さは、今更言うまでもないが、これも事後対応にすぎない。大人が発見した時点で、既に被害者は少なからず傷ついている。したがって、校内に限らず、保護者や地域との連携を図り、児童生徒の情報収集を十分行い、様々ないじめ予防に取り組むことが大切である。

（2）生徒指導の充実

① 「いじめられたらやり返す」を許さない

いじめられたら反対にやり返せばよい、それこそが最大の被害防止であるという主張もある。我が子さえ被害に遭わなければよいという人には受け入れられやすいが、弱かった児童生徒が強くなっても、誰か別の弱い児童生徒が犠牲になるだけで、学校のいじめは減らない。

② 「いじめられる側にも責任がある」を許さない

いじめは、いじめる者が悪い。いじめを受けた者が、いじめと思ったらそれはいじめである。（被害者救済の考え方）

○ 目の前の川で溺れている児童生徒がいれば、まず助けることが先決！



○ 「なぜ、そんな危険なところに近寄ったか？」「なぜ、泳ぎ方を覚えておかなかったのか！」という言葉は、救い出して、一息ついてから教えることである！

いじめをする者は、それなりの理由をもっている。そのことに傾聴し、思いを聞くことは大切なことである。その上で、「だからと言って、人権を無視した言動をとっていいというものではない」つまり「いじめをしてもいい」というものではないことをはっきりと教える必要がある。

その際、その者がいじめをする理由として掲げている内容について、適切な解決方法を指示し、いじめをする理由としていたことを反省する好機とする。

③ 「いじめ」と「暴力・犯罪行為等」を混同しない

いじめについて悩みを聞く中で、「万引き」や「自転車等の窃盗」を強要された、「集団による暴力、一方的な暴力」を受けた等の相談を受けることがある。この場合、「いじめ」の問題として対応するだけでなく、「暴力」や「犯罪」ともかかわる事象であるとの認識に立ち、対応することが大切である。対応を誤ってしまうと、「いじめ」の指導の陰で「犯罪」へと結びつく「芽」を見逃すこととなり、事象の本質に迫る指導が適切になされないことになる。

したがって、「万引き」や「自転車窃盗」の強要は、「いじめ」であると同時に「犯罪を強要する行為」であることを、周囲の者がしっかり認識した上で、いじめの被害者や加害者に対応することが大切である。

(3) 特別活動等の充実

① 未然防止(予防)の方策

いじめに限らず、不登校や暴力行為も含め、生徒指導上の諸問題に対する未然防止(予防)の方策には大きく分けて二つある。

一つは、問題が起きにくい環境や条件を整えることによって未然防止を図ろうとするもので、教職員や専門家が主体となり「いじめ問題をテーマにした講演会」や「いじめについてのアンケート調査」などに取り組み、いじめが起こりにくい状況を児童生徒の心の中に育てるものである。

二つめは、いじめの被害者や加害者にならない児童生徒に育てることによって未然防止を図ろうとするもので、児童生徒が自ら「いじめをなくす宣言文の作成」や「いじめ防止アピール集会」「いじめ防止に関する校内放送」などに取り組み、いじめ問題を自分の問題として考える力を心の中に育てるものである。

② 治療的予防と教育的予防

①の前者を治療的予防、後者を教育的予防と考えることができる。この両者には、基本的な考え方や姿勢に大きな違いがある。

治療的予防は、とにかく問題の発生を抑える点に主眼がおかれており、児童生徒より教職員が、素人より専門家が、主導権を握ることが多い。問題が起きないことが最優先である以上、より確実な方法をとるのは当然である。

後者の教育的予防は、児童生徒が健全に育つ点にある。そうなれば、自力で問題を回避したり解決したりできるようになる。教職員や専門家がかかわることがあっても、児童生徒を支える側に回るなど、あくまでも児童生徒自身が育つことによって問題が起きないようにすることが大切である。

(4) 「発達的な視点(LD・ADHD・高機能自閉症等の有無の視点)」を見落とさない (特別支援教育の充実)

いじめなどの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要がある。

例えば、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の多くは、授業中、話を聞き取ることが苦手であったり、話が終わる前に回答を言ってしまったりすることがある。また、相手の気持ちを読み取ったり、言葉の真意を理解できずに言われたまま受け取ったりする場合があります。児童生徒同士の間で、トラブルになることもある。

自分では、一生懸命やっているつもりなのに、うまくいかなかったり、仲間はずれにされたり、いつも叱られたりすると、しだいに何に対しても自信を失ってしまいがちである。

まず、周りの人が障害の特性を十分に理解し、その児童生徒を理解し、認め、自尊感情を育てることが大切である。また、情報を伝えるときなどは、言葉だけでなく視覚的な情報を活用するなど、児童生徒一人一人の状況に応じた支援が大切である。

このように「発達的な視点」をもつことで、障害のあるなしにかかわらず、すべての児童生徒をいじめる側にもいじめられる側にもさせない体制を整えることが大切である。

〈 本編 小学校におけるいじめ対応事例(1)(2) pp.24-27 参照 〉

5 トラブルはなぜ起きる

(1) 保護者から寄せられる内容で多いもの

- 学校の対応が遅い。
- 教職員に相談したが、解決してくれない。
- 教職員の発言がいじめを助長する内容だ。
- 学校は、いじめを深刻な問題ととらえていない。



教職員は、保護者に対して、

- 被害者優先の姿勢で接し、配慮のない発言をしない。
- 誠意をもって素早く対応し、学校への不信感が生じないようにする。
- 訴えを共感的態度で傾聴し、学校に非がある場合は、率直に謝罪する。
- 指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。

(2) いじめる理由として多いもの

- いじめる理由を正当化してしまう例
 - ・ 理由があるからいじめてもいい。
 - ・ 先生に言いつけるのは卑怯だ。
 - ・ 暴力さえ振るわなかったら、いじめてもいい。
 - ・ 大人もやっているじゃないか。 等
- いじめる理由を合理化してしまう例
 - ・ いいこぶったり、かっこつけている。
 - ・ 約束を破る。嘘をつく。生意気だ。
 - ・ きまりを守らないから、教えてやっている。
 - ・ 自分もいろいろ迷惑をかけられた。
 - ・ みんなを代表して、注意してやっているんだ。 等
- 不満を解消するためにいじめをしてしまう例
 - ・ 自分もいじめられたことがあるので、お返しだ。
 - ・ あの子を見ているとイライラする。腹が立つ。
 - ・ 冗談だ。ふざけあっているだけだ。遊びだ。
 - ・ いじめるのが楽しい。スカッとする。からかうと楽しい。おびえる姿がこっけいだ。 等

6 緊急的対応

(1) 的確な情報収集

児童生徒の気になる情報例

- いじめられた児童生徒や保護者から訴えを受けた。
- 他の児童生徒等から、いじめの情報を聞いた。
- いじめではないかと思われる現場を見た。
- 児童生徒の言動から、いじめのサインに気付いた。
- 家庭や地域の人から、いじめらしき情報を聞いた。
- 関係機関等から、いじめに関する連絡を受けた。
- スクールカウンセラー等から情報を聞いた。 等



- 告発は、ちくりではない。
- 見えないから、言ってきてほしい。
- 教職員や保護者に言うことで、更にいじめを受けることにならないか、児童生徒のプライドや、保護者に心配をかけたくないという児童生徒の思いや心を、きっちりと受け止める。

(2) 基本的な緊急対応（いじめ問題対策委員会の開催）

【被害者（いじめを受けた・受けている）児童生徒へ】

- いじめられた児童生徒をしっかりと守る。
 - ・ 絶対に守るという姿勢を示し、同時に「あなたは悪くない、あなたのせいではない」というメッセージを送る。
 - ・ 本人が、何をしてほしいのかを、本人の話を傾聴しながら確認し、そのことを援助する。

【加害者（いじめをした・している）児童生徒へ】

- 自分の行為を振り返らせ、自分のあやまちに気付かせる。
- 行為を厳しく指導する必要がある場合でも、本人の人格を決して否定しない。
- いじめている児童生徒との関係づくりを大切にし、相手への謝罪の方法などを一緒に考える。（謝罪させることを目的とした形だけの謝罪にしない。）

【被害者（いじめを受けた・受けている）児童生徒の保護者へ】

- 十分に時間をかけて話を傾聴する。
- 児童生徒が何の不安もなく学校生活を送るために、どのようにする必要があるので、一緒に考える。
- 保護者の不安や怒りなどを真摯に受け止め、それを解消することに全力を挙げることを約束する。

【加害者（いじめをした・している）児童生徒の保護者へ】

- 児童生徒が二度といじめをしないために、何をする必要があるかを一緒に考える。
- 「強く叱るだけでは、解決しない」ということを理解してもらう。

【教職員の基本的姿勢】

いじめのサインを早期発見するためのチェック！

- いじめの初期の段階で、教職員がいじめのサインを見落としたり、いじめの事実を確認できなかつたりすると、深刻ないじめに発展していく。
- 全教職員があらゆる場で、日ごろから児童生徒の交友関係や表情、態度等の小さな変化に気を配る。

【具体的な対応例】

いじめのサインを早期発見するためのチェック！

- いつもと違う児童生徒の変化に気付くために、登下校、授業中、昼休み、昼食時、放課後、部活動等あらゆる教育活動を通して、チェックする体制づくりとそのポイントを作成する。

〈 本編 チェックポイント pp. 60-64 参照 〉

情報を得た教職員は・・・

- いじめ問題には、単独で対応しない。他の教職員等と連携を図りながら、組織的に対応する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- 徹底して、いじめられている児童生徒の側に立つ。
- いじめがあった学級の担任を、全教職員で支援していく雰囲気や体制をつくる。

情報を得た教職員は・・・

- 連絡を受けた教職員は、「様子を見よう」「いじめではない、悪ふざけだろう」「単なるケンカだ」などと、個人的な解釈や判断をせず、生徒指導主任及び学年主任に必ず報告する。
- 生徒指導主任及び学年主任が不在の場合は、校長等の管理職に直接報告する。
- 情報伝達の微妙なズレを防ぐため、簡単な報告書を作成するよう心がける。



「いじめ問題対策委員会」の開催

報告内容をもとに、今後の対応を検討する。

【検討内容】

- 問題を解決するための「いじめ緊急対応会議」を招集する必要性について
- 自殺、不登校、脅迫、暴行等、緊急に対応する必要性について
- 事実調査の内容と今後の対応の在り方について



【留意事項】

- 一連の経過について、「いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように」など、明確に記録をとっておく。
- 外部情報提供者への対応は、窓口を一本化して、その方との連携をとりやすくする。

管理職は、生徒指導主任や学年主任、学級担任、人権教育推進担当者等と連絡を取り合い、「いじめ緊急対応会議」を招集する。

(3) 調査による実態把握

調査実施上の留意点

- 調査を実施するにあたっては、まず教職員自身がいじめの被害者の立場に立ち、常に児童生徒を支える立場で接する。
- 被害者は、「いじめられている」ことを語らないことが多いので、あせらずに、被害者の気持ちに寄り添って話を聞く。

調査の観点

- いじめの被害者、加害者などの関係児童生徒との面接調査や行動観察をどのように実施するか。
- 役割分担は、どうするのか。
- 保護者との連絡は、どのようにするのか。



- いじめの加害者は、「いじめた」と思っていなかったり、認めようとしない場合が多いので、威圧的にならずに、本人の不満や言い分を受容的に聞く。
- けんか両成敗的な指導をしない。
- 事実を確認する段階では、安易に善悪の判断をしない。
- 内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明らかにする。
- 事実関係が明らかになったら、児童生徒自身にいじめの経過を状況に応じて書かせる。
- 当事者以外から情報が提供されたとき、その情報源（児童生徒等）に迷惑が及ばないように配慮する。
- 家庭訪問をするか、来校を願うなど、保護者と直接面談する。その際、先入観をもたずに、具体的な事実を確認する。また、保護者の養育態度などを責めたりせず、保護者の立場や心情に十分配慮する。

調査に当たって

- 調査は速やかに行い、結果をまとめ報告する。
- 調査は、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、周囲にいた児童生徒の三者に対して行う。

調査の項目

- いじめの状況
 - ・ 日時
 - ・ 場所
 - ・ 人数
 - ・ いじめの態様やいじめ集団の構造など
- いじめの動機・背景
- いじめられている児童生徒、いじめている児童生徒の言動とその特徴
- 保護者の知っていること
- 教職員の知っていること
- 他の問題行動との関連 等

(4) 解決に向けた指導・援助

【留意点】

- 具体的に指導・援助するための組織を結成する。
- 児童生徒にとって誰がキーパーソンかを考え、課題解決に向けて臨機応変に必要なメンバーを加え、指導・援助に当たる。

【役割分担例】

- 被害者担当チーム 加害者担当チーム
観衆・傍観者担当チーム
保護者との連携チーム その他



【教職員の基本的姿勢】

被害者への指導・援助の姿勢

- どのような理由があっても、徹底して、いじめられた児童生徒の視点に立った対応をする。
- 親身になって話を聞く。
- 静かに、落ち着いて話ができる雰囲気をつくる。
- 児童生徒に対し穏やかに接する。
- 相づちを打ちながら話を聞くなど、児童生徒を安心させる。
- 「あなたにも悪いところがある」「がんばって」などの批判や安易な励ましをしない。
- 学校や教職員の考え、対処の仕方を誠意をもって本人に伝える。
- 本人の意志を無視して、強引に解決を進めないようにする。
- 保護者やいじめていた児童生徒に対し、どのように「働きかけたらよいか」「働きかけてほしいか」を本人と相談しながら進める。



加害者への指導・援助の姿勢

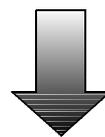
- いじめの背景の理解に努め、個別にかかわる機会を持続的にもつ。
- 「自分はどうすべきであったか、これからどうするか」について、考えをまとめ行動できるように援助する。
- 教職員が一方向的に問いつめることはせず、お互いの人間関係を大切にしながら良い点を認めてやる。
- 集団によるいじめの場合は、個別指導と並行してグループとの話し合いを継続して行う。
- 本人が「謝りたい」という気持ちが生まれてきた段階で、いじめられていた児童生徒の気持ちを確認し、誠意ある謝罪と今後の決意を表明させる。



【具体的な対応例】

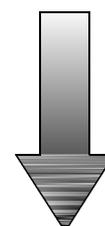
被害者担当チームの具体的な対応例

- いじめられる辛さや苦しみに共感的理解を示す。
- いじめは絶対許さないこと、いじめが解決するまで「あなたを必ず守り通す」という姿勢を示すなど、徹底していじめられる側に立つことを伝える。
- いじめ防止への強い取組の姿勢を継続して伝え、信頼関係をつくる。
- 本人が自信をもって学校生活を送れるよう、事後指導を適切に行う。
- 「いじめの解決に向けた取組が新たないじめを生む」ことのないように、加害者及び周囲の児童生徒への影響を考慮して、指導・援助に当たる。
- 長期的に観察と支援を続ける一方、他の教職員や周囲の児童生徒からも情報を得る。



加害者担当チームの具体的な対応例

- いじめた児童生徒の行為を中立の立場で冷静に確認する。
- いじめた児童生徒の言い分を受容的に聞きながら、いじめをした意図を確認する。
- いじめた児童生徒自身の心理的背景を理解する。
- その後も、本人の気持ちを理解しながら継続的にかかわっていく。
- 長期的に観察と支援を続け、他の教職員や周囲の児童生徒からも情報を得る。



観衆・傍観者への指導・援助の姿勢

- いじめが起こったとき、当事者だけの問題にとどめず、学級あるいは学年全体の問題として考えていく。
- 学級や学年全体への指導では、教職員は感情的にならず、冷静にこの問題に取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめを止めたり、教職員に連絡したりすることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。



観衆・傍観者担当チームの具体的な対応例

- いじめられている児童生徒の辛さを考えさせるとともに、いじめ行為の卑劣さを理解させる。
- いじめを見てはやし立てる行為は、直接手を下していなくても、いじめへの負担であり、いじめと同じであることをよく理解させる。
- いじめを見て見ぬふりをする傍観という態度は、いじめられている児童生徒にとってどのような影響をもつものかを考えさせる。
- 学級活動等で、いじめの問題について話し合わせ、いじめをなくすにはどうすればよいかを児童生徒一人一人に自分の問題として考えさせる。
- 心の悩み、イライラ、不安などストレスを排除し、明るい気持ちで生活できるように援助する。



保護者との連携の姿勢

- 「児童生徒のためにどうするか」という視点に立って、保護者とよく連携を図り、共に考えていくという姿勢をもつ。
- 教職員が保護者を非難したり、一方的に意見を述べたりすることのないよう、十分配慮する。
- 家庭訪問など保護者との面談は、学級担任一人だけでなく、学年主任など複数の教職員で対応することが望ましい。
- 保護者からの悩みや言い分については、十分聞くための話し合いの時間を十分確保する。

保護者との連携チームの具体的な対応例

- 確認したいじめの事実関係を冷静かつ正確に伝える。
- いじめられた児童生徒の保護者に対しては、学校の安全管理が十分でなかった場合、そのことを率直に認めて謝罪する。
- いじめた児童生徒の保護者に対しては、家庭訪問等により、直接いじめの行為等についての事実を伝える。
- 学校としての対応について説明し、問題を解決するためには保護者の協力が不可欠であることを伝える。
- 保護者から学校への要望、学校としてできること・できないこと、保護者としてできること・できないことなどを明確にししながら、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の指導・援助の方向性を探る。



(5) 継続指導・経過観察

- 表面的な謝罪だけで解決したと、安心することなく、被害者と加害者の児童生徒が納得できるようにする。
- 今後、どの教職員がどの児童生徒に、具体的にどのようなかわりをしていくのか、明確にしておく。
- 外部関係機関等との対応は窓口を一本化して、連携をとりやすくする。
- 問題が深刻化した場合、問題を焦点化して、校長を中心として組織的に対応する。



【経過観察の観点】

- いじめのサインはないか。
- 交友関係はどうか。
- 意欲的に学校生活をしているか。
- 家庭における様子はどうか。等

【いじめのその後について検討する】

- 発生したいじめの問題を本当に解決したと判断してもよいか。
- これまでの援助・指導の方針を再検討する必要はないか。
- いじめ問題が長期化・複雑化した場合、関係機関との連携が必要か。
- 望ましい学級づくりができるよう、学校全体で支援していくような体制を、どのように構築していくのか。

(6) 再発防止（いじめをなくすための工夫）

—あなたの学級ではどのような工夫をしますか—

- ① 学級の目標は、学級全員の思いや願いが十分込められたものになっているか**
学級経営は、保護者の願いと児童生徒一人一人の思いや願いを生かしながら、学級担任と児童生徒が互いに力を合わせて魅力ある学級づくりをすることである。
目標達成を目指す厳しさと仲間意識を支える優しさがあって所属感や連帯感が生まれる。
- ② 児童生徒の創意工夫を生かした活動が活発に行われ、達成の喜びや、責任を果たした喜びをたたえ合う学級になっているか**
みんなの知恵を出し合い、協力し合って成し遂げる創造的な係活動は、自己存在感や自己実現の喜びが味わえる学級づくりに大きな効果をもたらす。
- ③ お互いのよさを認め合い、失敗が許される学級の雰囲気がつくられているか**
自分とは異なる考えやお互いのよさを認め合うところに信頼が生まれ、好ましい人間関係が築かれる。また、まじめに努力することが最も賞賛され、まちがいや失敗を許し合う学級でこそ、安心感とみがき合いを生む。
- ④ 児童生徒の話し合う場を積極的に設けて一人一人の意見を尊重し、自己選択や自己決定の機会を保障しているか**
自己選択や自己決定には、自己責任が伴う。一人一人の自立を促すためにも自分たちの問題を自分たちで話し合い、一人一人の意思を大切にしたい。

⑤ 分かる授業の工夫をしているか

どの児童生徒もできるようにしたいと思っている。教える授業から学ぶ授業への転換を図り、一人一人に学ぶ楽しさや成就感が味わえるようにする必要がある。

⑥ しつけの厳しさや努力の大切さが理解され、だめなことはだめと言える学級となっているか

成長とは、自己中心的な心や言動からの脱皮である。保護者や児童生徒に我慢する心や正義感など、豊かな人間性の大切さが理解される必要がある。

⑦ 一人一人の児童生徒との触れ合いや悩み相談の時間を十分にとっているか

いじめの小さなサインを見逃さないためには、ふれあいが最も効果的である。そのための時間を生み出す工夫と努力が求められている。また、いつもと違う表情や態度が見られたり学校を休んだりしていたら、家庭とも十分連絡を取り合うことが大切である。

⑧ 学級の問題の解決のために、心を開いて、他の教職員や管理職と気軽に相談したり保護者に協力を得たりしているか

事態が進行する前に心を開いて相談すれば、いじめられる児童生徒には教職員が最強の味方になれ、いじめる児童生徒にはいじめに走る背景を察した指導に自信をもって取り組めるようになる。

7 「ネット上のいじめ」への対応

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイト掲示板などに、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されている。

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教職員などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) 「ネット上のいじめ」の種類

「ネット上のいじめ」には様々なものがあるが、手段や内容に着目すると、次のように類型化できる。実際の「ネット上のいじめ」は、分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

① 掲示板やブログ、プロフィールでの「ネット上のいじめ」

ア 掲示板やブログ、プロフィールへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフィール（プロフィールサイト）に、特定の児童生徒の誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もある。

イ 掲示板やブログ、プロフィールへ個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフィールに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、学級全体から無視されるなどのいじめにつながったりしたケースがある。

ウ 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動

特定の児童生徒になりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の児童生徒の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害がある。

② メールでの「ネット上のいじめ」

ア メールで特定の児童生徒に対して誹謗・中傷の内容を送信

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の児童生徒に送信するなどして、いじめを行ったケースがある。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている児童生徒には、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。

イ 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信

特定の児童生徒を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該児童生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがある。

ウ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などの内容を送信

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼んでいる。なりすましメールは、児童生徒でも簡単に送信することができる。ホームルームの多くの児童生徒になりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の児童生徒に何十通も送信したケースなどもある。

③ その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みのケースなどがある。また、最近のケースでは、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加してきている。「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

(3) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

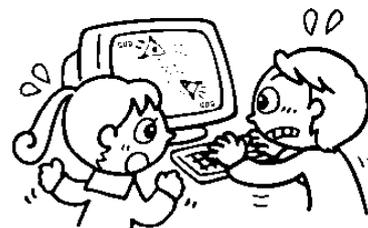
掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要がある。

対応の流れ

① 「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者等からの相談

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談であるケースが多く見られる。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握することになったケースもある。学校では児童生徒が出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。

なお、より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して、「ネットパトロール」を行うことも考えられる。



② 書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する必要がある。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。

掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くある。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

③ 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す（ページの下の方にあることが多いようです）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する必要がある。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もある。

④ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

⑤ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

ア 警察との連携

「ネット上のいじめ」の問題に対し、適切に対応していくためには、教育委員会を中心として、学校と警察が協力体制の構築を検討することも有効である。

例えば、学校において削除依頼の手続を行ったにも関わらず、悪質な書き込みが削除されない場合などは、最寄りの警察署生活安全課に相談し、削除依頼の方法などについて指導・助言を受ける。

イ 法務局・地方法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局・地方法務局に相談して対応することも有効である。

(4) いじめ発見時の児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合、次の点に留意して、児童生徒への対応・指導を行っていく必要がある。

① 被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を活用するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた児童生徒を守り通すことが重要である。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切である。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教職員で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行くことが重要である。

② 加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要である。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある場合がある。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

③ 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、全校児童生徒への指導を行うとともに、日ごろから情報モラル教育を学校全体として行い、児童生徒が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要である。

掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝える。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会をもち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要である。

加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要である。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となる。

〈参考文献 『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集』（文部科学省）〉

8 本県のいじめ防止に向けた具体的な取組例

(1) 各小学校、中学校、高等学校で行われた取組

① 小学校

- ・ 児童会による「いじめ追放宣言」の実施
- ・ 各学級で「いじめをなくすスローガン」を作成し、児童集会で発表
- ・ 児童代表委員会による「いじめ防止アピール集会」でアピール文の朗読
- ・ 「なかま集会」での各学年の発表（保護者参観）
- ・ 全校児童を対象とした「いじめに関するアンケート調査」の実施

② 中学校

- ・ 生徒会による「いじめ防止全校集会」の実施
- ・ 「いじめ追放標語」の募集及び校内掲示
- ・ 生徒会による「人権集会」の実施
- ・ 「生徒会の演劇」を通して、いじめや命の大切さを呼びかける活動の実施
- ・ 「人権にかかわる講演会」の実施
- ・ 生徒会による「目安箱」の設置
- ・ 「花いっぱい運動」「あいさつ運動」「ことばかけ運動」などを多数実施
- ・ 全校生徒を対象とした「いじめに関するアンケート調査」の実施

③ 高等学校

- ・ 生徒会による、全校生徒への「いじめ防止に関する校内放送アピール」
- ・ 生徒が自ら作成した、「いじめをなくす宣言文」の掲示
- ・ 生徒が自ら作成した、「いじめ防止啓発文書」の掲示
- ・ 教育相談期間を設け、「生徒一人一人との面談」の実施
- ・ 全校生徒を対象とした「いじめに関するアンケート調査」の実施

④ 県教育委員会の「いじめについてのアンケート抽出調査」（H19年度実施）により、「今もいじめられている」と答えた児童生徒に対する各学校の取組

〈抜粋例〉

- ・ いじめられたことが分かった学級の児童全員に対し、いじめの聞き取り調査を実施し、さらに詳しい実態の把握に努め、状況改善に取り組んだ。(小)
- ・ お互いに温かなやさしい言葉をかけ合う「やさしさポスト」を設置し、やさしいことばかけ運動を実施した。(小)
- ・ いじめの実態の有無にかかわらず、各学級担任が児童一人一人と話をする時間を設けた。(小)

- ・ 児童及び保護者に対し、改めて、いじめが行われていないか実態の聴き取り調査を実施した。(小)
- ・ 道徳の時間や学級会活動でいじめの問題について展開し、一人一人の声で自分たちの思いを語る時間を設けた。(中)
- ・ 生徒一人一人の生活状況を具体的に把握するための調査をした。(中)
- ・ 「ふれあいタイム」をつくり、教職員と生徒がじっくりと話ができる機会を設けた。(中)
- ・ 生徒が素直に悩みを相談できるよう「個人相談カード」を配布し、生徒と話をするきっかけづくりをした。(中)
- ・ 当該生徒のいるホームルーム担任、授業担当者、学年担当者による情報交換会を実施した。(高)
- ・ 休憩時間及び授業時間中の校内巡視を実施した。(高)
- ・ 家庭での状況や行動の変化等について、保護者と連絡を密にした。(高)

(2) 県教育委員会等の取組

① 各種事業

(H21年3月 現在)

- 「事例から学ぶいじめ対応集」の作成
- スクールカウンセラーの配置 (46中学校・5高等学校)
- スクールカウンセリングカウンセラーの派遣
- 「あすなろダイヤル」による電話相談
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- 学校支援アドバイザーの派遣 (警察官・教職員OBからなる2チーム)
- 危機対応支援チームによるいじめ問題への緊急対応
- 県民教育フォーラムの開催
- いじめ問題に関する内容を組み入れた研修講座の開催
「初任者研修」「10年経験者研修」「生徒指導主事新任研修」での実施
- 県小・中学校生徒指導研究会及び県高等学校生徒指導研究協議会における指導
- 暴力行為等問題行動対策緊急支援 (家庭訪問等旅費) の補助
- 県立教育研究所の電話教育相談活動の充実
「24時間いじめ相談ダイヤル」「あすなろダイヤル」
- 小・中・高等学校における、「規範意識を高める法教育」の推進 (法教育)
小・中・高等学校の1年生全員に「規範意識を高める法教育」のためのリーフレットの配布
- 人権問題の取組を強化するために、小学生及び中学生全員に「児童生徒の人権SOSミニレター」の配布 (奈良地方法務局等)

② 電話相談

(H21年 3月 現在)

機 関 名 ・ 電 話 番 号	曜 日	時 間
24時間いじめ相談ダイヤル (県立教育研究所) TEL 0570-078310	年 中 無 休	24時間
電話教育相談「あすなろダイヤル」 (県立教育研究所) TEL 0744-34-5560	月 ～ 金 土・日・祝	9:00～21:00 9:00～19:00
安心子育てダイヤル (県子ども家庭局) TEL 0744-21-0852	月・火・木 土・日・祝	10:00～20:00 13:00～17:00
ヤング・いじめ110番 (県警・少年サポートセンター) TEL 0742-22-0110 (中南和少年サポートセンター) TEL 0744-27-4544	月 ～ 金 (サポートセンター職員) 夜 間 (当直員) 土・日・祝 (当直員)	8:30～17:15 上記以外 24時間
奈良いのちの電話協会 (社会福祉法人) TEL 0742-35-1000	年 中 無 休	24時間

(上記以外にも、市町村の相談機関がある。)

9 教職員向け指導資料等

「情報モラル」指導モデルカリキュラム http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/05/07052403.htm	情報モラル教育を体系的に推進するため、指導内容を5つの分類に整理し、児童生徒の発達段階に応じて指導目標を設定	文部科学省
「情報モラル」指導実践ガイドブック・啓発パンフレット http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/kickoff/pdf/2008pumf.pdf	「情報モラル」指導モデルカリキュラムの解説や指導実践例などの紹介	文部科学省
情報モラル指導ポータルサイト ～やってみよう 情報モラル教育～ http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/	情報モラル指導事例(200事例)や情報モラル関連コンテンツ等を紹介する教職員向けWebサイト	文部科学省
ネット社会の歩き方	学校や家庭で、先生や保護者の方々が児童生徒と一緒に使える学習教材を集めたサイト	財団法人コンピュータ教育開発センター
いじめの問題に関する指導の手引	いじめ問題の指導や解決に役立てるための基本的な考え方や具体的な実践事例等を掲載	奈良県教育委員会
16事例で考える小学校と家庭との連携	保護者と教職員との連携の仕方を考える上で、参考となる具体的な事例とその対応方法等を掲載	奈良県立教育研究所

10 小学校におけるいじめ

小学校におけるいじめの特徴

- 現在、多くの小学生には、人間関係能力（コミュニケーション能力）が不足していると考えられる。これは、一昔前であれば、学校以外のところで、たくさんの家族や異年齢層の友達の中で生活し、培われてきたものであったが、今ではうまく育たなくなっている。
- 児童によっては、コミュニケーション能力が特異的に身に付きにくい障害があることがある。
- 奈良県教育委員会が行った「いじめについてのアンケート抽出調査」（平成19年）において、「いじめについて絶対にいけない」と答えた児童の割合は、小学校低学年が75%、同高学年が69%という結果で、これは積極的にいじめに立ち向かう姿勢をもった児童がそれほど多くないことを示している。
- 小学校の段階から、いじめは、「人権を侵害する行為であり、人として決して許されるものではない」ということを、児童の心にしっかりと定着させ、また、日ごろから児童の人間関係能力を育てたり、人権意識を高めたりする取組を行っていくことが求められている。
- 教職員自身も、児童へのかかわり方を見直し、様々な研修を積んで、いじめの予防と早期発見、早期対応の取組が求められている。



予防のための取組

① 児童の人間関係能力を育てる

現在の児童は、遊びや体験を通して、友達同士がよりよい関係を築いていくという経験が極めて少ない。一昔前には、友達と言ひ争いをしたり、けんかをしたり、異年齢層の児童と遊んだりして自然に身に付いてきた能力を、現在の児童はしっかりと身に付けることができていない。そのために、学校の教育活動の中で、人間関係能力を育てる取組を行っていかなければならないと考える。

ア エクササイズの手法を用いて

人間関係づくりに関するエクササイズの手法を用いて、児童が自分のすばらしさに気付いたり（＝自己肯定感、自尊感情）、お互いのよさを認めたりする取組が必要である。これは、児童に「人権意識・人権感覚」を育てていくことにもつながる。

イ コミュニケーション能力を高めるためのスキル

「※ソーシャルスキル・トレーニング」や「※ピア・サポート」などの手法を使って、友達付き合いのコツとルールを体験する取組が必要である。 〈※ 本編 p.25 参照〉

② 教職員のかかわり方を考える

ア 教職員の人権意識を常に高くもつ

私たち教職員は、児童一人一人の人格を認め、長所を見つけることが大切である。また、何よりも児童の心の痛みを感じ取れる力を持ち、「気付く力」を身に付けていかなければならない。

イ 信頼される教職員をめざす

児童一人一人の声を真摯に受けとめることが必要である。真剣に話を聞かない教職員に対しては、児童が本音を語ろうとしない。逆に、しっかりと話を聞き、共感してくれる教職員に対しては、様々な悩みを打ち明けるものである。このように、児童一人一人を大切にし、理解しようとする教職員でなければならない。

ウ いじめのサインを見逃さない教職員

いじめは、いつでもどこでも起こりうるものであるという認識を常にもち、児童の生活に目を配り、いじめを受けている児童のサインを見逃さないようにしなければならない。このとき、「発達的な視点」をもっていることも大切である。

エ チームとしての取組

いじめは、学級の範囲を越えて発生していることがある。また、学級内に限定される事象であったとしても、学級担任が一人で抱え込んではいけない。すなわち、どのような場合でも、組織的に対応し、その解決に取り組むということが大切である。

そのためには、常に教職員同士の情報交換が必要であり、地域の関係機関等との連携も大切である。

オ 保護者へのかかわり

懇談等様々な機会を利用して、学級担任は、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡したりして、日ごろから保護者との信頼関係を築いておく必要がある。

また、いじめの問題に関しても、保護者との信頼関係が築けていれば、比較的問題が早く解決することが多い。

いじめ問題を解決するには、いじめる側も、いじめられる側も、本人や保護者と教職員との信頼関係が築かれていることが大切である。これができていなければ、問題の解決が困難な状況に陥ることもある。



(1) 家庭との連携により早期にいじめを発見し、継続して指導した事例

事例の概要

1年生から同じ学級集団で過ごしてきた男子児童の中で、5年生になってから上下関係が生じ始めてきていた。

その中に、日常の行動面で少し配慮が必要と思われるA児に対して、3・4年生の時から命令口調でいるB児がいた。

B児は、5年生の1学期、同じ学級の児童と下校時にトラブルとなり、一時不登校となったが、その後、A児の支えで登校できるようになった。しかし、そのころから、自分を支えてくれたはずのA児へのいじめが顕著に見られるようになった。具体的には、「使い走りの事をさせる」「野球を一緒にすると、守備ばかりをさせる」「エラーをすると、ののしる」「帰り道にランドセルにいたずらをする」「他の友達と勝手に遊ぶなど指示する」「いじめられていることを保護者にしゃべるなどおどす」等の行為を行うようになった。

取組の経過

学級担任は、A児に「嫌なことがあればすぐに私に伝えてね」と声をかけ、それまで以上に留意しながら校内でのA児の様子を見ていくことにした。また、A児は、学校での出来事を事実とは少し変えて母親に報告することもあり、定期的に個人面談を実施し、本人の気持ちを聞ける体制を作っていた。

B児には、A児の支えがあって、1学期のトラブルを乗り越えたことを思い出させることから指導を始め、その後、「いじめは、絶対にしてはいけないことだ」ということを時間をかけて指導した。

A児が時々見せる特異な行動を理解できず、気持ちの浮き沈みが激くなることもある母親へは、学級担任が毎日A児の学校での様子を電話で伝えるようにした。また、家庭訪問も度々実施した。また、父親が学級担任の指導方針に理解を示し、母親の精神的な支えとなってくれたので、学級担任と保護者との信頼関係が崩れることはなかった。

その後、いじめは、改善の傾向にあったものの、A児の母親は、依然として今回のいじめ被害に不満をつのらせていたので、3学期末学校において、A児とB児とその両方の母親を交えた話し合いを行った。A児の母親は、B児にA児や自分のつらい気持ちを伝えた。また、A児の母親と同じ思いをもったB児の母親も、B児に言葉かけをした。そして、その後の友達関係のあり方について、学級担任からも分かりやすくB児に話をして、この話し合いを終えた。

その後、A児とB児の関係は、修復されていった。また、A児の母親は、話し合いの場を設定したことで、少し精神的に落ち着きを取り戻された様子であった。



事例から学ぶ

① 日ごろから家庭と連絡を取り合うことの大切さ

A児の学級担任は、前年度にA児の弟を担当していたこともあり、常時母親との情報交換ができていた。また、母親からも本人に関する詳細な情報がすぐに伝わる状況で、学級担任は、ある程度A児の「少し配慮が必要と思われる行動」について理解できていた。そして、そのことを十分理解しながらこのいじめ事象に対応することができた。

② 児童との信頼関係

A児は、学級担任を信頼していたので、学校での出来事や自分の思いを何でも打ち明けることができた。また、様々な教職員の働きかけにも素直に答え、いじめの背景となるA児の行動について、教職員の共通理解が深まった。

このことで、学校としてA児をいじめから守る対応方法を検討し実行することができた。また、学級担任とB児との間にも、日ごろから信頼関係が築けていた。よって、この事象が発生したときも、B児からなぜいじめ行為に及んだのかを正直に聞き出すことができた。

このことから、教職員と児童との信頼関係を日ごろからしっかり構築しておく必要性を再認識できた。

③ いじめられている児童の立場に立ち、話を受け止めること

A児の母親は、児童が長年にわたり幾度となくいじめの被害を受けるのは、A児の特異な行動からではないかと精神的に悩んでおられた。学級担任は、母親の話をすべて聞き、心中にたまっている不安や不満を全部吐き出してもらった。そして、A児の行動特性を十分理解し、適切な支援を行うために、様々な機関とも連携しながら、今後対応していきたいと伝えた。

母親は、その学級担任の言葉と提案に安心感を得て、学校への協力を承諾した。

語句説明 〈本編 p.22 予防のための取組 ①の文中に使用されている語句〉

※ 「ソーシャルスキル・トレーニング」

「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情等から隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意志を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」「対人問題の解決方法」などについて説明を行い、また、ロールプレイングを通じて、グループ間で練習を行う。

※ 「ピア・サポート」

異学年交流を通じ、「お世話をされる体験」と、成長した後に「お世話する体験」の両方を体験し、「自己有用感」を獲得する。同時に、自ら進んで他者と関わろうとする意欲や必要な能力を、仲間との活動によって培う。

〈参考文献 「いじめに関する取組事例集」 (文部科学省) 〉

(2) 人間関係をうまく築けない児童の特性を十分理解した上で、 事象への対応が必要であった事例

事例の概要

小学5年生の女子児童A児は、明るく元気で人なつっこいが、「周りの雰囲気を感じ取ること」「他の児童の気持ちを推し量ること」などが苦手な児童である。

また、時には、「順番を守れない」などルールを守れずに自分勝手な行動をとることもあり、友達と意見が食い違ったり、自分の思い通りにならないと急に怒り出したりすることがあった。また、運動も苦手で、動きもぎこちなかった。

そのような中、学級担任が「最近A児の様子がいつもより元気がなく、同じ学級の児童に対して普段よりも威嚇的・攻撃的に接している」ことに気付いた。しかし、A児にその理由を聞いても何も言わなかった。その後、よく観察していると、他の児童がA児と同じグループになりたがらなかつたり、なったとしても接触をさけたり相手にしなかつたりしていることが分かった。また、教室でもA児と席を離して座ったり、休み時間にA児が仲間に入れて欲しそうにしていると、遊びをやめてその場から去ったりするなどの行動が見られた。

取組の経過

学級担任は、A児の苦しい気持ちを受けとめることに重点をおきながら、日ごろの思いを聞くことにした。A児は、自分の気持ちを全て学級担任に打ち明けた。

その後、A児は、自ら「私にも悪いところがあるから、なおしていきたい」と学級担任に伝えた。しかし、学級担任は、A児に「たとえあなたに悪いところがあったとしても、他の児童があなたをいじめて良いわけがない」ときっちり伝え、A児の応援をしていくことを約束した。また、「今後同様のことが起こったら、すぐに担任に言いなさい」とも伝えた。

いじめた側の児童に対しては、事実を確認するとともに、いじめの理由を確かめた。その上で「いかなる理由があろうといじめは、絶対に許されない行為である」ことを伝え、その意味をもう一度自分なりに考えさせた。そして同時に、いじめを受けて心が傷付いたA児が、「自分を変えたい」とまで思い悩んでいることも伝えた。

その後、学級担任は、学級の児童全員に「A児をいじめる児童がいなくなるまで、いじめ解決のための取組を続けて行く」ことを伝えた。

A児の保護者には、事実を報告するとともに、A児の悩みも伝え、今後の学級担任としての取組についても説明した。保護者からは、「A児がいじめの被害に遭ったこともショックではあるが、A児が集団に適応しづらいことについても悩んでいる」とのことであった。

その後、学級担任は、養護教諭をはじめスクールカウンセラーや「ことばの教室」担当者などにA児のことを相談し、A児について、改めて理解していこうとした。A児は、「がまんしないのではなく、がまんでできない」「ルールを守らないのではなく、守れない」といったことが分かるにしたがって、A児の言動が理解できるようになっていった。学級担任のA児に対する理解が進むにつれて、A児に対する接し方も変わっていった。また、学級担任の変化は、学級全体の変化にもつながっていった。

事例から学ぶ

① いじめの早期発見（いじめのサイン）

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるという危機意識をもち続け、児童一人一人と接しながら学級全体を指導していくことが早期発見・早期解決につながる。

「口数が減った、挨拶が返ってこない、友達関係が変わった、文字が雑になった、よく保健室に行く」など、児童が出すサインは多種多様である。校内研修等で「児童観察のチェックリスト」を作成したり、学年会等でチェックリストを意識した情報交換を行ったりすることで、教職員の感性を培い、児童が出すいじめのサインを見逃さないことが大切である。

また、いじめの早期発見は、教職員による観察だけでは不十分である。日記・連絡帳の活用や家庭訪問・電話連絡によって、児童や保護者からの情報を積極的に収集することも大切である。また、「生活アンケート」等を通して児童や学級の実態を把握することも有効である。

② 児童を理解する

いじめられる側の児童が人間関係づくりを苦手とする場合、いじめられる児童にも問題があるといった誤った考え方に陥ることがある。A児のような児童やLD・ADHD・高機能自閉症・アスペルガー症候群等の発達障害のある児童の場合、教職員の誤解や不適切な言動がいじめの誘因になったり、いじめを助長することにつながったりすることがある。

教職員は、養護教諭や特別支援教育コーディネーターに相談したり、「ことばの教室」や特別支援学校などの関係機関と連携し、児童のより深い理解に努める必要がある。また、教職員が一人一人の児童に応じた適切な指導や援助を行うことが、他の児童の理解を進めることになる。

③ 事実関係の把握をていねいに

いじめの事実が分かれば、まずは、実態把握のため、いじめられている児童の立場や精神状態を考慮し、ていねいに聞き取りをする必要がある。

「先生は、あなたを必ず守るからね」「最後まで、応援するからね」というメッセージを伝え、いじめられている側の児童に安心感をもたせることが大切である。そして、事象の詳細を本人に確かめながら正確な記録を残していくことも必要である。

一方、いじめた側の児童の思いやいじめの理由をしっかりと聞いてやることも大切であり、そこからA児がいじめられる状況を探り、しっかりと分析する必要がある。

そして、分析した内容を全教職員で共通理解し、その後の指導に活かすことが大切である。

④ 保護者（いじめられている側）への報告

いじめられている側の保護者には、事実関係と今後の対応策を正確に伝えることが大切である。特に、この事例の場合は、「発達的な視点」をもちながらこの児童の特性を十分理解し、学校が「今後適切な指導を行い、A児を全力で守っていく」ことを保護者に伝え、安心してもらえるように配慮する必要がある。

(3) 友達関係が上下関係に移行し、いじめに至った事例

事例の概要

6年生の2学期ごろから、学級の中で特に仲のよい男児数名ずつが「なかよしグループ」となり、グループ以外の友達と遊ぶことが少なくなっていた。また、グループ以外の友達と遊ぶと、今まで一緒に過ごしていたグループにもどりにくくなる構図ができていたため「なかよしグループ」から外れたくないという思いから、グループ内では、互いに過度の気遣いをしていた。

そのような中、発言力のあるA児が、グループのリーダーとして、今まで親しくしていた友達に指示を出し始めるようになった。

A児は、複数の友達に指示を出しながら、グループ内の特定の一人に対し、遊びから外したり、使い走りをさせたりするいじめを始めた。しばらくいじめると、その対象を別の友達に変えていった。いじめられたくない同じ仲よしグループの児童は、更にA児に気遣いするようになった。そして、そのグループ内では、A児を頂点とした上下関係ができていった。

取組の経過

学級担任は、A児を中心とする「なかよしグループ」の中に、元気のない児童がいることに気付いた。その児童に話を聞いても、詳しくは話してくれなかった。「告げ口をした」と言われ、更に立場が悪くなるからであった。学級担任がそのグループ全員を呼んで話を聞き、指導をすると、今まで元気のなかった児童には笑顔がもどったが、代わりに別の児童の元気がなくなった。すなわち、いじめの対象が別の児童に変わっただけであった。そこで、小グループにおける仲間内だけの遊びや活動が好ましくない実態を引き起こしていると考えた学級担任は、学級活動を児童全員でさせようといくつかの取組を始めた。

まず、少人数での活動を減らすため、学級全体で活動するキックベース大会やサッカー大会など学級行事の機会を増やした。更に、席替えの機会を増やし、学習班による清掃活動や給食活動の時間を通して、新しい人間関係を築く機会をつくった。

また、いじめが発生した「なかよしグループ」の保護者とは、その後も度々連絡を取るようにした。

その後、A児が、友達をいじめることはなくなった。しかし、今度はA児自身の元気がなくなってしまった。大変勢いがあり、大きな声で指示を出しながら友達を囲っていたA児は、学級の中で目立たない存在となった。

事例から学ぶ

① 児童を理解する

A児宅への家庭訪問を実施する中で分かったことは、「なかよしグループ」ができ始めたとき、彼自身の家庭環境に大きな変化が起きていたことである。それまで父・母・姉・

A児の4人家族であった家庭が、事情により父方の祖母と母方の祖母が同時期に同居することになっていた。その後A児は、家族内のぎくしゃくした人間関係を感じ始めていた。

そして、家庭内でかまってもらえることが少なくなったA児は、孤独感を感じ始め、更に家での居心地の悪さも感じ始めていった。そして、その気分を紛らわせるため、友達と一緒に過ごす時間を多くもとうとした。学校での休み時間はもちろんのこと、授業中も友達に話しかけることが目立つようになり、帰宅後「なかよしグループ」の友達が塾に行くときは、A児もついて行って塾が終わるまで入り口で待つようになっていた。

学級担任が、A児のそんな寂しさや辛さにもっと早く気付いていれば、事態は違っていたかも知れない。

教職員には、児童一人一人の変化をしっかりと観察できる力が必要である。

② 保護者との連携を大切にす

保護者には、児童のトラブルや注意点などの悪い連絡をするばかりではなく、がんばった取組やよい行いをしたことについても、日ごろから連絡をすることが望ましい。また、児童の心の揺れや人間関係を注意深く観察し、気になることは保護者に知らせる。

この場合、電話連絡よりも家庭訪問を実施し、顔を合わせ表情を見ながら話をするのがより好ましい。そして、学校と家庭が共に同じ考え方で児童を育てていく関係を日ごろから築いておくことが大切である。

③ 教職員間の報告や連絡、相談を大切にす

小学校では、学級内で起こっていることを学級担任以外の教職員が知らないという場合がある。

児童間のトラブルや陰湿な人間関係は、日ごろから学年や全校教職員に報告・相談し、様々なアドバイスのもと児童への指導をすることが望ましいと考えられる。なぜなら、学級担任独自の価値観や判断が常に正しいとは限らないからである。

早期発見のためのアンケートの工夫

いじめの早期発見、児童の些細な変化の早期発見と早期対応のために、保護者による観察チェックカードの提出を毎学期お願いする。また、保護者からの意見も聞き、改良を加えながら実施していく。そして、この結果で、家庭の様子がわかり、保護者に今一度我が子を見てもらう機会としている。また、児童生徒や保護者と面談する等、児童のケアを早期に適切に行うことができる。

【チェック項目】

- 持ち物をひんぱんになくしてくる。
- 押しつけられたと思われる物を持っている。
- 家族に度々お金を要求したり、金品を持ち出したりすることがある。
- 衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。
- 家族のささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。
- ひんぱんに電話がかかってくる。 等

〈 参考文献 「いじめに関する取組事例集」 (文部科学省) 〉

(4) いじめる側といじめられる側が逆転した事例

事例の概要

A児（女子）は、周りに数人の友達を集めてグループをつくり、メンバーに目で合図を送りながら、B児に対して無視や嫌がらせをして仲間はずれにしていた。そして、B児は、ついに精神的に不安定になり、登校できなくなった。

実は、B児のようにA児を中心としたグループから仲間はずれにされることを学級の女子児童全員が順番に経験していた。また、このことは、仲間はずれにする側へ全員が加担をしていたことにもなる。

その後、ある時期から今まで順番にそのグループから仲間はずれにされていた女子児童が団結するようになった。そして、今まで自分たちがされていたように、逆にA児を仲間はずれにするようになり、今度はそのことを苦痛に思ったA児が登校できなくなった。

B児は、今まで怖いと思っていたA児が学校に来なくなり、他の児童が自分を迎え入れてくれたと感じたため、母親同伴ではあるが次第に登校できるようになった。

取組の経過

これは、具体的な取組がなく、対応のタイミングが遅れてしまった失敗の事例である。

B児は、登校できなくなるまでに、精神的な不安定さを伝える何らかのSOSサインを出していたと考えられるが、学級担任がそれに気付くことができなかった。また、日ごろの学級経営の中で、女子児童の友達関係について、十分実態を把握することができていなかった。さらに、登校できなくなったB児宅への家庭訪問でA児の実態が分かってきたが、学級担任一人でこの問題に対応していたため、事実の確認や指導が困難で、指導に時間がかかり過ぎた。その結果、A児が逆に仲間はずれにされてしまう事態が起きてしまった。

その後、A児は、自分がグループからはずされる立場になったため、今まで自分がしていたことがどれだけ友達のを傷付けてきたかよく理解し、反省していた。そこで学級担任は、A児の思いを学級の児童に伝え、A児が学級に復帰できるよう理解を求めた。しかし、順番に仲間はずれの被害者になっていた他の女子児童は、学級担任に対して「先生は、私たちが仲間はずれにされているときは何もせず、A児のときだけなぜかぼうのか」「自分たちの気持ちを先生は分かってくれていない」と不満をぶつけてきた。

学級担任は、その後もA児宅への家庭訪問を重ね、本人の思いを学級に伝えて理解を求め、また、学級の女子児童からも、それぞれの考えを個別に聞き、それを受容しながら学級を立て直していこうとした。

事例から学ぶ

① アンテナを張り巡らし、児童からのいじめのサインを敏感に察知する

児童の様子は、日々変化するものである。また、精神的に不安定であれば、明らかに様子に変化が現れる（SOSのサイン）。そのことに敏感に気付くことが、問題の早期発見・早期解決につながる。そのためには、日ごろの観察の仕方を工夫することや個人ノートなどの取組が大切である。また、毎朝の出席確認点呼をすることで、児童の様子をチェックしている実践例もある。

② 日ごろから、友達関係の変化を把握しておく

自由時間や遠足の昼食時など、児童が自然にグループをつくって集まる様子を細かく観察し、友達関係や仲間に入れず一人でいる児童などを把握する。観察を続けていて、友達関係に変化が見られると、児童の間に何かがあったと考え、タイミングと場面に配慮して声をかける。そして、先生は自分たちのことをいつも見ているという思いを児童に持たせるようにし、不安な気持ちでいる児童に安心感を与えられるようにする。

③ 思春期の児童の心情に寄り添って聞く、話す

思春期は、なかよしグループにこだわって広く友達と付き合うことをせず、気持ちのすれ違いや誤解があっても直接話し合えず、内にこもって悪口を言ったり、数人が集まって無視やにらみなどの行為をしてしまうことが多い年ごろである。

また、グループとしては、誰かを排除することでその結束を強めることもある。一方、グループに在籍しているがために、その枠にとらわれて自由な付き合いがしたくてもできないと悩んでいる児童もいる。特に高学年の女子児童には、この傾向がよく見られる。

思春期の児童に対しては、大人の視点から頭ごなしに指導をするのではなく、気持ちに寄り添って人の思いを認めることや、胸の中にたまっているものを打ち明けられるような話しやすい雰囲気の間をつくっていくことが大切である。そのうえで、視点を外に向けて友達の気持ちも理解させていけるとよい。

④ 複数教職員で問題に対応する体制づくりを行う

学級内で問題が起きると、学級担任が一人で対応してしまいがちになる。また、どうしても目の前のことへの対応に追われてしまうため、幅広く長期的な視野から物事を考えられなくなることもある。他教職員から問題解決のための様々な意見を聞き、場合によっては、それぞれの役割を分担することで適切に対応し、早期に児童の不安を取り除き、問題解決に取り組む必要がある。

いじめの予防や再発防止に向けた指導体制の構築の取組

いじめは、どの学校や学級でも起こり得るということを、すべての教職員が認識し、組織的対応ができるようにすることが大切である。ややもすると、小学校では、学級担任が抱え込むことにより問題が深刻化することがある。複数の教職員が児童生徒を見る指導体制が必要である。

そのためには、

ア いじめ問題にかかわる事例研究を定例化し、教職員が意見交換し、対策を協議し、実際にいじめが起こったとき即座に対応できるようにする。

イ いじめ問題対策委員会を開催し、報告内容をもとに、その後の対応を検討する。そして、必要があれば管理職がいじめ緊急対応会議を招集し、問題の解決にあたる。

ウ 一人の児童を複数の教職員で見て、多角的に情報を収集し、人間関係を客観的に把握するため、交換授業や合同授業を採り入れる。等の取組が考えられる。

〈 参考文献 「いじめに関する取組事例集」 (文部科学省) 〉

11 中学校におけるいじめ

中学校におけるいじめの特徴



- 多くの生徒は、小学校の時に直接的または間接的にいじめを見聞きしたり体験したりしている。
- 生徒の精神的な発達段階における大きな差に起因するトラブルから、いじめに発展する場合が多い。
- 小学校では、いじめられていた側の生徒（被害者）が、中学入学という環境の変化により、急に大人びて変化し、自分より弱い者を見つけていじめ側の生徒（加害者）になる場合がある。
- 幼稚園や小学校の時から、こじれた人間関係を解決しないままにいて、その思いを持ち続けている生徒も多い。また、そこには、保護者もかかわっていることがある。このような状態のまま中学に入学してきた場合、小学校のときからいじめられていた生徒に継続していじめられたり、そのいじめを知った他の小学校出身の生徒によってもいじめられる場合がある。
- いじめが起こった場合、多くの生徒は自分の立場を考えて、被害者を守る側に立つより加害者側に立ち、自らの身を守るためにいじめにかかわることが多い。
- いじめの現場を見ている、傍観者として無関心・無関係をよそおう生徒もいる。
- 望ましい人間関係を構築できない生徒が増えている。
- 自分とは考え方の違う人間に対して、その人の存在そのものを否定してしまう生徒が増えている。

予防のための取組

- ① **いじめへの対応について学校は、どのような場合でも毅然とした態度で臨む必要がある**
学級活動や学年集会などを通して、いじめは人間として最も卑劣な行動であり、理由の如何を問わず、決して許される行為ではないことを常に生徒に呼びかけていくことが必要である。そして、何よりも命の大切さについて生徒に考えさせることが必要である。
- ② **中学生には、日ごろのストレス（学校・家庭を問わず）を発散・昇華できるようなものが必要である**
中学生は、ストレスを発散・昇華できるようなものがあれば、精神的に落ち着きを見せ、ストレスが深く潜行することはない。しかし、それができない場合は、直接的な行動に進んでしまうことが多い。問題行動や問題事象の背景をつかむには、生徒のおかれている家庭環境などに目を向けることが大切である。また、日ごろから面談などを通じて継続的に生徒理解を深める必要があると同時に、家庭と学校との連携を深めることが大切である。
- ③ **生徒に、集団の中の一員としての自己有用感を育てることが必要がある**
自己有用感とは、自分がこの集団の中で役に立っている、この集団に必要な人間であるという実感のことである。これをもつ時、人間のモチベーション、意欲が高まると言われている。そして、この自己有用感をもつ生徒は、プラス思考であり何事にも積極的に参加し活動する。このことから、すべての生徒にこの自己有用感を育てることが必要である。
- ④ **コミュニケーション力を高め、寛容性を育成する必要がある**
体験的参加型学習を活用し、生徒のコミュニケーション力を高める取組を行うとともに、日ごろから違いを認め合い、支え合うことのできる学級集団づくりを行う必要がある。

(1) 生徒の主体的な取組で、いじめの予防に取り組んだ事例

事例の概要

青少年の自殺があとをたたない。そして、いじめがその原因のひとつとして考えられる場合も少なくない。そこで生徒会のメンバーによる演劇を通して、いじめの問題や命の大切さなどを、全校生徒に呼びかけることにした。

生徒は、いじめという言葉からテレビドラマに出てくるような悪質なものをイメージするが、元来いじめのきっかけになっていることは、日常生活の中に多く存在している。

生徒一人一人に、些細なことが大きいいじめにつながることに気付かせ、友達の心のSOSサインに気付く目を持たせたいという思いから、この劇に取り組むことにした。

取組の経過

いじめによる自殺が相次いで起こった平成18年、生徒会が演劇を通していじめや命の大切さについて全校生徒に呼びかけることにした。いじめは絶対にならないと言いきれる学校などない。いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得ることである。しかし、教職員がいじめについて話をしても、なかなか生徒の心に伝わらないこともある。

そこで、生徒会を中心に“演劇”を通していじめをなくすための啓発活動を行った。

その劇の内容は、パンを一口ちょうだいという小さな行為から、昼食時間になるたびに要求されるようになり、どんどんエスカレートして大きいいじめにつながっていくという話である。その中で、「いじめの定義」「加害者・被害者・観衆・傍観者」「命の大切さ」について生徒一人一人が考えることのできる内容とした。

そして、最後の場面では、次のように訴えた。

- 「ひとりで悩まないで、ちゃんと心のサインをおくりましょう！」
 - 「みなさん、『自分の命』を大切に！」「絶対に死んではいけません！」
 - 「私がお腹を痛めて生んだ子どもです」「絶対に親より早く死なないで！」(母)
- 劇の練習を進めていくにつれて生徒たちは、いじめについて深く考えるようになった。



事例から学ぶ

① いじめについて考える機会をもつ

この劇に真剣に取り組む生徒会役員の姿は、全校生徒にとって、真剣にいじめについて考えるよい契機となった。まず大切なことは、生徒が考える機会をもつことである。そして、この劇を題材にして、現在の自分たちを見つめなおす時間をもたせることである。

また、現在の自分や学級や学年の様子、部活動の様子など、身近な人間関係をじっくりと振り返らせる時間も必要である。

② いじめを許さない心を育てる

いじめが発覚すると、加害者の生徒は、「遊び半分だった」と軽く言うことがある。

いじめは、日常生活の些細なことが原因で起こってしまうことが多い。しかし、それが取り返しのつかないこと（自殺も含めて）につながることを、しっかり生徒に考えさせる必要がある。また、いじめは、早期発見・早期解決も大切であるが、それ以上にいじめを許さない心を育てることが大切である。

道徳の時間だけでなく、日ごろから生徒一人一人が大切な存在であるということを、常に感じていれば、いじめはなくなるし、早期発見にもつながると考える。

③ いじめに真剣に向き合う

教職員も生徒もいじめと真剣に向き合うことが大切である。また、その様子を保護者にも伝え、生徒とともに「いじめに気付く目」と「いじめを許さない心」を育ていけるように啓発したい。大人が、いじめ問題に真剣に取り組む姿は、必ず生徒に伝わり、心にも響くと考える。

参考となる取組

今回の劇のシナリオについては、次のホームページを参考にしてください。

<http://www3.ocn.ne.jp/~khigashi/index.html>

(2) 教職員の主体的な取組で、いじめの予防に取り組んだ事例

事例の概要

自分の命は、自分だけのものではない。私たちには、両親から受け継いだ命を輝かせ、次に引き継ぐという役割がある。そこで「命の授業～いのちのバトンタッチ～」と題した講演会を開催し、生徒だけでなく、保護者や地域の方も、ともに「命の大切さ」について考える機会をもった。

取組の経過

「いじめは悪いことだ」「命は大切だ」ということは、生徒は分かっている。しかし、生徒は、日ごろの生活の中で簡単に「死ね」という言葉を口にしてしまう。様々な事象が起こってから指導をするのではなく、普段から「命の大切さ」について考える機会をもつことが大切だと考える。

そこで、「いのちをバトンタッチする会」の代表である鈴木中人さんに講演を依頼した。自分の子ども（景子ちゃん）を亡くすまでの状況とその時の気持ちについての講演であった。

- 景子ちゃんが小児がんであるということを知ったときの親の気持ち
- 景子ちゃんが母親と入院することになり、母親と離れてしまう幼い弟を思いやる気持ち
- 友達と遊んで別れ際に、「またね」ではなく、「ありがとう」という景子ちゃんの姿
- 病気が悪化して学校へ行くことが無理になっても、ベッドで宿題をする景子ちゃんの姿
- 余命を宣告されたときの親の気持ち

などを、映像をまじえながら話を進められ、生徒たちは真剣に聞いていた。

最後に「親より先に死んではいけない」という叫びには、多くの生徒が心を揺さぶられた。そして、命を大切にすることというのは、どういうことなのかを考える貴重な時間となった。

事例から学ぶ

① 事前学習の大切さ

講演会や映画鑑賞などは、訴えたい内容が生徒の心にとっても響きやすい。また、事前学習を行うことにより、より深く考えさせることができる。今回は、「死」から「命の尊重」について考える講演会であったので、道德の時間で「命の誕生」をテーマに事前学習を実施した。

それぞれの学年で使用する資料は異なったが、人がこの世の中に“いま生きている”という奇跡（神秘さ）については、必ず触れるようにした。ヒトが生まれる確率は、70兆分の1という奇跡であり、命を大切にすることとはどういうことなのかを理解させる授業であった。そして、この事前学習を行ったことで、生徒たちがより深く命の大切さについて考えることができた。



② 事後学習の大切さ

事前学習とともに大切なのは事後学習である。講演会を聞いて終わるだけでは、それぞれの生徒の心にどれくらい強く伝わったか分からない。そこで、講演会を聞いた生徒の感想文をまとめて文集を作成した。

そして、改めて、友達の感想文を読むことによって、「命の大切さ」について考える機会を持つことができた。

③ 情報交換の大切さ

多くの学校で、生徒の心を豊かに育てるために様々な取組が行われている。今回の講演会は、他府県の先生からの情報とともに、教職員がその講演会に出席して、実際に話を聞いて深く感動し実現したものである。

大人も生徒も「感じて動く心」は同じである。生徒の心を動かすような「出会い」を多く与えることのできる幅広いネットワークを広げることも大切である。

(3) 生徒がいじめに気づき、 自ら解決しようとする集団づくりに取り組んだ事例

事例の概要

生徒たちのいじめに発展するような言動や行為に、教職員が気付かず、いじめ問題が深刻化していくケースが多い。

中学3年生の議長会（各学級代表生徒の会議）で、各学級の状況を話し合っている際、男子生徒から「先生のおらん所でふざけ合っているように見えるけど、多人数が特定の一人（生徒A）をからかっているように見えることがある」との報告があった。「ほんまにふざけてんねんやろ」「あいつが自分でボケてるだけやんか」などの声があがる中、「とにかく様子を見ていこう」という一応の結論を得た。

その会議を受け、該当生徒Aの学級担任と副担任は、二者懇談でそれとなくそのことを話題に出すが、本人は大して気にしていない様子であった。念のため、各学級担任は、休み時間の過ごし方やコミュニケーションの取り方について、自分の学級に注意を促した。

数週間後の議長会で、Aを取り巻く集団の「からかい」が目に見え余る状態になってきたとの報告があった。しかし、議長会のメンバーも「いじめ」と「からかい」の境目を見つけれず、その集団になかなか声をかけられないようであった。

Aの学級の議長が、Aの友達Bから「Aが周囲との関係に悩んでいる」「このままやと、あまり学校に来たくなくなりそうや」と漏らしていたことを報告した。

取組の経過

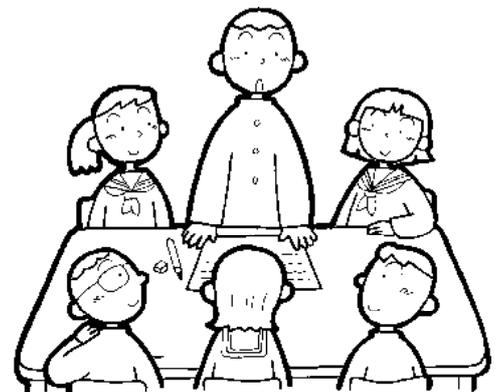
生徒同士のトラブルやいじめに発展する行為を未然に防ぎ、早期発見や解決へ導くため、生徒の中にリーダーを育成しておくことは、非常に有効である。

この3年生の学年集団では、定期的に生徒会と学級議長の会議を開き、各学級の様子を話し合い、必要に応じて具体的な方策を考え実践させてきた。

議長会のメンバー数名が、Aに先生と相談するよう声をかけ、Aは、学級担任に悩みを打ち明けた。

Aと周囲の生徒が関係を改善するための話し合いをもつと同時に、3年生の学年全体で「友達とはなんだろう？」というテーマに取り組んだ。

そこで、友達をただ「楽しく過ごせる相手」として考えるのではなく、「互いに意見を言い合ったり、自分と違う意見を持っている相手とぶつかり、その中で一緒にやっていける力」を一人一人がもつことが大切ではないかというテーマで話し合いを実施した。



事例から学ぶ

① 生徒の中に学校（学年）全体の生活を守る立場で考えられる人間を育成する

生徒会役員や学級議長に「自分たちは、学校（学年）全体の生活を守る立場の人間である」という意識を持たせることは、教職員が生徒集団の情報を把握し、教職員の思いを生徒たちにより深く伝える上で有効である。同世代の生徒から訴えかけさせることは、大人が話すよりも効果的な場合がある。

② 3年間を見据えたリーダー育成を

この学年では、1年生からリーダーの育成及び教職員と生徒とのネットワーク作りに努めてきた。学年集会や行事の企画運営、さらに教職員が可能と判断した事例については、生徒会や議長会で学年の問題として話し合い、その改善に向けて彼らなりに実践してきた。

③ 段階的なリーダー育成の取組

3年生になって、学年や学校の運営をリーダーとして実施できるように、段階的に指導していく。1年生では、中庭にある花壇の手入れやボランティア活動、自転車盗難防止の取組、学年集会の司会など、全体のための仕事にきちんと取り組むことの大切さを学ばせた。2年生では、決められた仕事の中に、自分たちのアイデアを一つ以上入れていこうと、自分たちの自主的な考えを生み出すように働きかけ、学級や学年の様子に目を配ることを指導した。そして、3年生では、学年を自分たちで運営していくという意識を強く持たせ、修学旅行のルールなどを自分たちで決めさせ、さらに全体に守らせていくことなどに取り組んだ。

そして、この取組が今回、生徒が自らいじめ行為を見つけ出し、何とか解決しなければならぬという意識のもと、その解決に取り組む原動力となった。

学校が3年間計画的に積み重ねてきたこのリーダー育成の取組は、生徒一人一人に「ダメなことは、ダメだと言える力」を身に付けさせ、同時に「仲間を助ける勇気ある心」を育てることができたと言える。

また、この取組は、「生徒の内面を育てることによっていじめをなくす」という、いじめの未然防止にとって最も大切な方策を、校内に定着させることができたと言える。

④ 自分たちの学年集団、一人一人の生活を守る意識

「この学年は、自分たちの学年である」という意識を誰よりも強くもっているのが彼らリーダーである。だからこそ、つらい思いをしている人間を放っておけないと考え行動できたのである。

教職員と生徒間のネットワークとともに、リーダー的存在と他の生徒たちのネットワークも有効に機能しているからこそ、トラブルの早期発見と早期解決が可能になった。

このように、生徒が主体的に考えて行動できるシステムづくりが学校には必要である。

(4) 保護者と学校との連携により、いじめの解決に取り組んだ事例 [メールによるいじめ]

事例の概要

中学2年生のA子は、社交的で元気のよい生徒である。しかし、自己中心的でわがままなところがあるため、友達関係をうまく構築できず、些細な出来事でトラブルになることが多かった。

そのような中、A子は、友達に「悪口を言われた」「無視された」と学級担任に訴えた。

すぐに学級担任が当該生徒を呼んで事実確認したところ、もともと友達であったB子とC子がA子を見捨てていたことがわかった。

学級担任は、B子とC子を指導し、トラブルは解消されたかに思われた。しかし、その後、B子とC子が数回に渡ってA子の悪口を書いたメールを学級の友達数人に送信し、そのことが学級全体に広がっていった。

そのような状況の中、A子の母親から学校に対して「子どもがメールで悪口を書かれたので学校に行きたくないと泣いているが、どういうことなのか」「いじめがあったのに学校は放っておくのか」「このままでは心配で学校に子どもを行かせることができないので、場合によっては法的手段に訴える」と感情頭わに怒りをぶつける連絡があった。

その後、教職員がその対応に苦慮することになった。

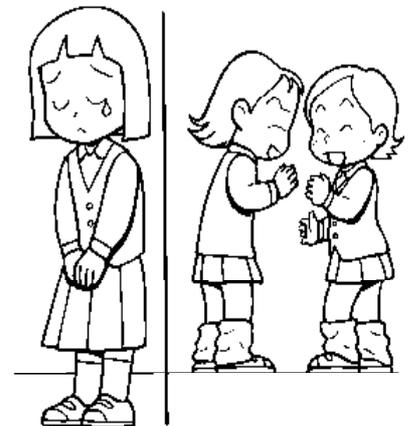
取組の経過

A子の母親から連絡が入り、すぐ学級担任が家庭訪問を実施した。しかし、玄関先において「何も言うことはありませんから帰ってください」と面会を拒絶されてしまった。

その後、連日家庭訪問を繰り返し、その都度A子の様子を心配して来訪した事を告げると、最初は面会を拒絶していた母親も、徐々に態度を和らげ、A子が学校に行きたくないと泣きながら母親にこの事象を打ち明けたときの不安な気持ちを語り始めた。また、A子が「本当は学校に行きたいが、仲間はずれにされるから、学校に行くのが怖い」という気持ちをもっていることもわかった。

学級担任は、B子とC子にこのA子の母親の気持ちを伝えた。そして、当事者である3名の保護者と教職員が話し合う機会を作った。その席でB子とC子の保護者から「大変申し訳ない、A子に謝りたい」と誠意ある謝罪があり、A子の保護者も心情を落ち着かせていった。

その後、学級担任や学年主任がA子宅への家庭訪問を繰り返すことで、A子とも面会ができるようになった。学校は、「いじめを絶対許さない」という強い姿勢を示しながら、学級においては、A子を受け入れる体制をつくり、スクールカ



ウンセラーのカウンセリングや別室登校の場も準備するなど、具体案を提示し保護者と学校との信頼関係を修復していった。

事例から学ぶ

- ① 保護者からの訴えがあったときは、いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む姿勢が重要である。
- ② いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める必要がある。
- ③ 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうことが大切である。
- ④ いじめの早期発見・早期解決には、教職員が生徒の発信する心の「サイン」を的確に受け止めることが重要である。教職員は、継続的に生徒の様子に注意を払い、日常的に全教職員と情報交換を実施し、生徒に対して適切な指導を行うことが大切である。

迷惑メールが届いた場合の対応

① チェーンメールは、受け取っても他の人に転送は行わず、削除する

メールを受信しただけでは、受信者の送信状況や居所などがチェーンメール送信者に伝わるようなことはない。

② メール内に掲げられているサイトへのアクセス、メール送信は行わない

出会い系サイトやワンクリック詐欺につながる有害なリンクの場合がある。

③ チェーンメール転送用アドレスに転送する

チェーンメールは、受け取っても他の人に送らないことが基本ですが、不安を感じる場合は、財団法人日本データ通信協会が提供しているアドレスに転送する。

④ 犯罪に関係する内容の場合は警察へ情報提供する

近くの警察署生活安全課、もしくは都道府県警察サイバー犯罪相談窓口へ情報提供する。

(5) 生徒がいじめを打ち明けられる環境づくりに失敗した事例

[メールによるいじめ]

事例の概要

いじめは、概して保護者や教職員の目の届かないところで進行するため、不登校傾向などの状態になって初めて発見されるケースが多い。また、表面的に仲良く振る舞っていても、メールでのやりとりの中では、辛辣な中傷が飛び交っている場合がある。

比較のおとなしい性格の女子生徒A子は、突然不登校状態になってしまった。保護者や学級担任が原因を問いただすが、なかなか話そうとしなかった。

A子が不登校になって2週間ほどしてから、保護者は、スクールカウンセラーの面談を受けた。心の相談員と学級担任が協力し、家庭訪問を続けた。心の相談員の3回目の家庭訪問時に、A子が友達2人との携帯メールのやりとりが原因で不登校になったことが判明する。

取組の経過

A子の同意を得て、関係する2人の生徒B子とC子に事情を聞いた。その後、保護者同席の下、それぞれの家庭で携帯電話の記録を確かめる。その結果、それぞれのメールの内容が明らかになり、保護者もその辛辣な内容にショックを受けた。

事実確認の後、A子とB子とC子の3人でお互いのわだかまりについて話し合わせた。

いじめのきっかけは、A子がメールに返信をしないことに、B子とC子が腹を立てたことであった。そして、「言いたいことは、その場で言い合う」「気に入らないことがあった場合は、不在の時に中傷するのではなく、きちんと相手に意見する」ということを約束させた。

この事象が解決した後、3人のうち2人の保護者は、「正しく使う良識や自律心が育ってから携帯電話をもたせる」という考えから、生徒の携帯電話を解約した。

事例から学ぶ

① 人間関係面でのトラブルを早期に発見するために

いじめを含め、いかなる生徒間トラブルもなかなか教職員や保護者には相談しにくいものである。しかし、昨今の深刻ないじめ事象を考えると、水面下で潜行するいじめ事象を早期に発見できるような取組が必要である。

今回のケースでは、不登校という深刻化した状態からのスタートではあったが、学級担任・学年の教職員・心の相談員・スクールカウンセラーなどが情報交換をこまめに行い、対策を立てながらそれぞれが直接的または間接的にA子とかかわった。

その中でA子が心を許せる者に悩みを打ち明け、いじめの原因が判明し、事態が好転したといえる。このことから、生徒一人一人に対して、多くの人間が協力してかかわることも重要であることが分かった。

② 深刻化する前にトラブルを早期発見するために

今回のケースでは、2週間、A子が不登校状態となった。不登校に至るまでに発見するためには、次の二つの視点が必要であった。

- ア いじめられている生徒に対して、相談しやすい環境を用意する。
- イ いじめを傍観する生徒に対して、いじめを告発しやすい環境を用意する。

これらの環境を生徒に提供できていれば、いじめの早期発見が可能であった。いかに日ごろから生徒一人一人を観察し、コミュニケーションをうまく取ることができるかがポイントである。また、具体的な方策の例としては、次の四つがあげられる。

- ア いじめに対する教職員の考えをしっかりと生徒に伝える。
- イ 学級担任や副担任は、全ての生徒を対象とした二者懇談を定期的実施し、生徒の精神的な状況を把握することに努める。
- ウ 家庭との連絡を適切なタイミングで行い、保護者と情報交換する。
- エ 個人ノートを週1回交換するなど、学級担任と生徒との連絡手段を用意する。

③ 早期解決するために

今回のように学校外で起きているトラブルでは、家庭生活まで踏み込んで改善しなければならないことが多く、保護者の協力が必要不可欠である。

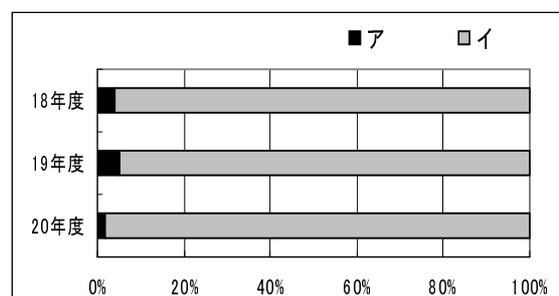
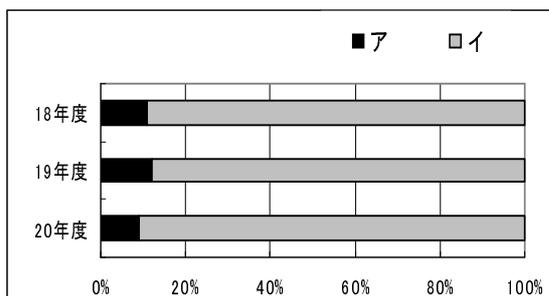
今回のケースでは、保護者が学校へ足を運び、スクールカウンセラーや「心の相談員」との協力体制が早期に築き上げられたことがポイントである。

原因究明が問題解決の第一条件であると同時に、本人（及び保護者）の心のケアにも努め、コミュニケーションが取れる状態に持っていくことも大切である。

今回、このようなことを気遣った学校側の姿勢が、保護者に安心感を与えるとともに信頼を得て、双方の協力体制を築くことができたと言える。

いじめについてのアンケート結果 〈県教委 毎年2学期末実施〉

質 問 2学期になってから（9月以降）いじめられたことがありますか？
中学校 高等学校



ア ある イ ない

[H18年度	ア あり	中学校 11%	高等学校 4%]	(悉皆調査)
[H19年度	ア あり	中学校 12%	高等学校 5%]	(抽出調査)
[H20年度	ア あり	中学校 9%	高等学校 2%]	(抽出調査)

(6) 生徒同士（被害者と加害者）だけで話し合わせ、

いじめの解決に失敗した事例

事例の概要

小学校3年生のときからミニバスケットボールを始めたA子は、責任感や向上心が強く、女子バスケットボール部でキャプテンを務めていた。小学校の時は、技術的にも目立った存在ではなかったが、中学校入学後、地道にコツコツと努力する姿が顧問の目にとまり、2年生の秋からキャプテンを任されていた。

この中学校は、三つの小学校から生徒が進学して来ており、バスケットボール部の部員構成は、ミニバスケットボール経験者と未経験者がほぼ半数であった。また、当部は、県大会ベスト8入りを目指して日々練習に励んでいた。

A子が3年生になった5月の練習中、他の部員のA子に対する態度が日々変化していることに気付いた顧問は、A子を呼んで話を聞いた。当初「何でもない、少しケンカしただけ」というA子の言葉を信じて、顧問は、しばらく様子を見ることにしたが、その後、同じ体育館で練習しているバドミントン部の顧問から情報が入る。その内容は、女子バスケットボール部の顧問がいないときに、他の部員がA子に対して声をかけなかったり、固まってヒソヒソと話をしたり、すれ違いざまに「死ね」とつぶやいたり、集合時間になっても部室から出てこなかったりと、いじめが行われているとのことであった。そのときA子は、すでに下級生を含めて全部員の中から孤立していた。

取組の経過

顧問が再びA子を呼んで事情を聞くが、A子は、「そんなことはない」と言い張る。また、B子やC子をはじめとする他の3年生部員を呼んで事実確認をしたところ、「A子がキャプテンとして勝手なことばかりを言うからついていけないだけで、自分たちで話し合うから口を出さないでほしい」と主張した。

その後、部室の中で何度か話し合いがもたれたが、結局A子が退部届を提出し、顧問の引き留めにも応じることなく部を去っていった。

後日、下級生たちから聞いた話によれば、部室の中でもたれたものは、話し合いの場ではなく、他の3年生がA子に対して一方的に攻撃をする場であったらしい。また、A子は、正義感や向上心が強く、部全体を良い方向へと導こうとしていたのだが、それがB子やC子たちには窮屈であり、「ひとりで良い子になっている」と陰口を言われるようになったことがこのいじめの始まりであったことが分かった。

下級生たちの中には、心中A子を支持するものもいたが、B子やC子たちが怖くて言い出せなかったようである。



事例から学ぶ

① 対応の時期を逃さず、正確な情報収集をする

今回のケースでは、顧問がいじめの兆候を察知していながら、早急に対応し、適切な指導をしなかったことが問題点としてあげられる。最初にこの事象に気付いた段階で、早期に対応し、広く情報収集を行い実態を明らかにしていれば、いじめの進展を食い止め、A子の退部を防ぐことも可能であったと思われる。生徒指導においては、じっくりと時間をかけて対応すべき事象もあるが、いじめに関しては、その対応の迅速さと全教職員の協力が大切である。

② 教職員がいじめに正対する

この事例からは、顧問の教職員がA子の言葉を鵜呑みにしていたか、もしくはいじめの現実から目をそらそうとしていた様子も窺える。「問題事象を生徒たちだけで話し合わせ解決させる」ことは理想であるが、「生徒だけで解決できるならば自分がかかわらなくてもよい」という負の動機が顧問の心の中にはなかったのかという疑問が残る。

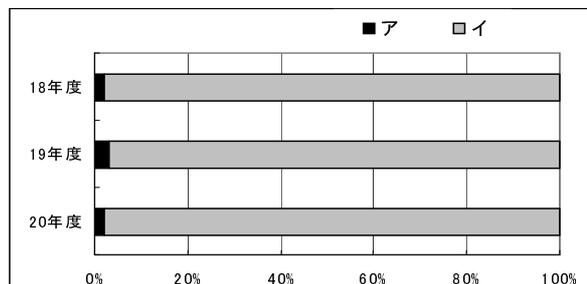
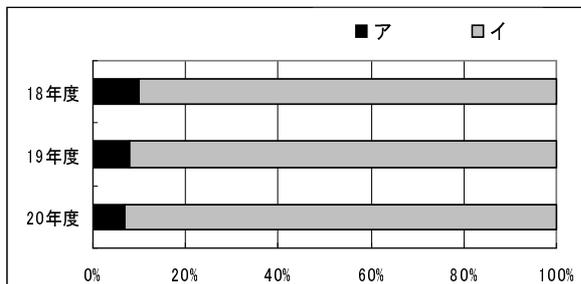
個々の教職員がいじめにすぐに気付ける感覚を日ごろから磨き、いじめの現実には正対し、いじめを絶対に許さない姿勢を常に生徒に示すことが必要である。

③ 的確な状況把握をする

生徒自身が話し合いの場をもったとしても、その場の様子や言動がどのようなものであったのか、教職員がしっかりと把握することが必要である。少数対多数といういじめの構図においては、生徒同士の話し合いが一方的な意見の押しつけになったり、公平性を欠くことになりがちである。また、加害者の側には、客観性のない正義をふりかざす生徒も少なくはない。そのため、事後指導も含め、教職員がフォローをすることが大切である。

いじめについてのアンケート結果〈県教委 毎年2学期末実施〉

質 問 2学期になってから（9月以降）いじめをしたことがありますか？
中学校 高等学校



ア ある イ ない

[H18年度	ア ある	中学校 10%	高等学校 2%]	(悉皆調査)
[H19年度	ア ある	中学校 8%	高等学校 3%]	(抽出調査)
[H20年度	ア ある	中学校 7%	高等学校 2%]	(抽出調査)

12 高等学校におけるいじめ

高等学校におけるいじめの特徴

- 高校生のほとんどは、小・中学校在学中に、直接的または間接的にいじめの事象を見聞きしたり、実際に自分が体験したりしている。
- 同じ中学校から高校に入学し、その後、小・中学校在学中にいじめられていた生徒が、引き続き同じ相手からいじめの被害にあったり、いじめられていたことを高校入学後に知った別の生徒から新たにいじめられたりする場合がある。
- 小・中学校在学中にいじめられる側であった生徒(被害者)が、高校入学を契機に自分自身を守るという動機で、いじめる側の生徒(加害者)になってしまう場合もある。
- いじめ事象が発生しているとき、第三者の生徒の多くは自分を守るため、被害生徒を擁護せず、加害生徒の取り巻きとなり、いじめを黙認している。
- 最近では、他の生徒との望ましい人間関係を構築できない生徒が増加してきている。
- 人の好き嫌いや力の強弱は誰にでもあるが、現在の高校生は、その感情や力を抑えきれずにすぐにいじめ等の行動に及んでしまうことが多い。相手が嫌い、相手が自分より弱いと思う生徒に対して、その生徒の仕草や言動への不満だけでいじめに発展する場合もある。



予防のための取組

- ① 日ごろから学校は、いじめに対して常に毅然とした態度で臨むことを生徒たちに十分理解させておく必要がある。また、式典や全校集会、LHRなどあらゆる機会においても、「いじめは最も卑劣な行動であり、理由の如何を問わず決して許される行為ではない」ということを、生徒に呼びかけていく必要がある。
- ② 高校生のいじめやその他問題行動は、多くの場合、生徒を取り巻く生活環境やストレスが影響しており、日ごろから面談等を通じて生徒を理解し、家庭と学校との連携を常に深めておくことが大切である。
- ③ 教職員集団は、授業中や休憩時間及び学校行事の時など、常に生徒の動向に気を配り、しっかり観察し、いじめに発展しそうな事象を見つけたときには、すぐに教職員同士の情報共有を図りながら対応していくことが大切である。
- ④ 家庭や学校、地域社会の中で、生徒が自分の存在意義を見だし、組織の一員としての自覚がもてるよう、生徒会活動や各種委員会活動、部活動、地域のボランティア活動等に積極的に参加させ、様々な役割を担わせることも大切である。また、保育所や自立支援施設への訪問、高齢者施設への慰問など、社会的弱者の存在を理解させ、自分が社会のために何ができるのかを考えさせる機会を作ることも大切である。

早期発見のための取組

- ① 教職員と生徒がホームルームや部活動等、学校生活の様々な場面で、友達関係や学校生活について、率直に話し合える環境を整えておく必要がある。
いじめは、どの学校にも存在するという認識を前提に、生徒がいじめの現場を見た場合はもちろんのこと、仲間の「様子がおかしい」「元気がない」など気軽に教職員に相談できる雰囲気在校内に作っておく必要がある。このことは、生徒の協力なくしていじめの早期発見が非常に難しいからである。また、いじめを確認した教職員は、校内マニュアルに従って、早急に対応することが大切である。
- ② 生徒にいじめをさせないことは当然だが、いじめを見聞きした生徒が被害生徒を擁護し、加害生徒にその行為をやめさせる行動をとることができるように、「人権学習」や「いじめに関するLHR」を通して、日ごろから指導することが大切である。
- ③ 生徒は、いじめに限らず心理的な変化が起きた場合、何らかの信号を自ら無意識のうちに発するものである。そして、生徒の少しの変化も見逃さず対応できるよう、下記について教職員の組織づくり、意識づくりが必要である。
 - ア 急に生徒が髪型を変えたり、化粧やマニキュアをしたり、服装や言葉遣いが乱れる等の変化が生じた。
 - イ 欠席・遅刻・早退回数が増加や、保健室・カウンセラー室等の利用回数が増加した。
 - ウ 授業に対する集中力の低下や、成績不振、提出物の不完全又は未提出など、学習状況に変化が生じた。
 - エ 登下校時の様子や休憩時間・昼食時間などの学校での様子に変化が生じた。
 - オ 部活動や学校行事等への参加状況に変化が生じた。

早期解決のための取組

- ① いじめを確認したとき、当事者である生徒間で、表面的にかつ早急に解決させようとしてしまう場合があるが、これは決していじめの根本的な解決にはつながらない。
- ② いじめが発生した場合、ただちに正確で詳細な事実確認を被害生徒と加害生徒の双方から行い、その内容を全教職員が共通理解したうえで対応していくことが大切である。
- ③ 被害生徒やその保護者が大きく傷付いている場合は、被害生徒がどのような解決方法を望んでいるのかを確認することも大切である。また、加害生徒については、なぜそのような行為に至ったのかを検証するとともに、その行為がなぜ許されないのかを保護者も含め十分理解させる必要がある。
- ④ 事象への対応は、関係生徒の学級担任や当該学年、生徒指導部の教職員あるいはスクールカウンセラーや部活動顧問等からなる対応チームを立ち上げ、その解決まで連携を密にしながら進めていく必要がある。また、当該のホームルーム担任や一部の教職員任せにすることなく、被害生徒が安心して登校できる学校の体制を全教職員が協力して築いていく必要がある。

解決後の継続指導

- ① 問題が一見解決したかのように見えても、表面的におさまっているだけということも考えられる。二次的ないじめの発生やいじめを陰湿化させないためにも、事後の十分な経過観察と被害生徒への定期的なカウンセリングが必要である。
- ② いじめが解決した後、事象の内容にもよるが、被害生徒と加害生徒が互いに同じ高校の生徒として、楽しい学校生活を送れるように、望ましい人間関係を構築できる指導を継続していくことが大切である。

(1) 教職員と生徒が力を合わせ、 いじめの予防に取り組んだ事例 [いじめをなくす宣言文の作成]

事例の概要

A高校において、人権教育部からの提案により、校内でいじめをなくす宣言文を作ることになった。まず、各ホームルームでいじめについての学習を実施し、その後、生徒同士が話し合っ、各ホームルームの宣言文を作り上げた。

そして、その宣言文を各ホームルームの代表生徒が持ち寄り、学校全体の「宣言文」を作り上げた。この宣言文には、生徒全員の思いと願いが込められており、現在、いじめ撲滅に向けたメッセージとして、各教室に掲示されている。

取組の経過

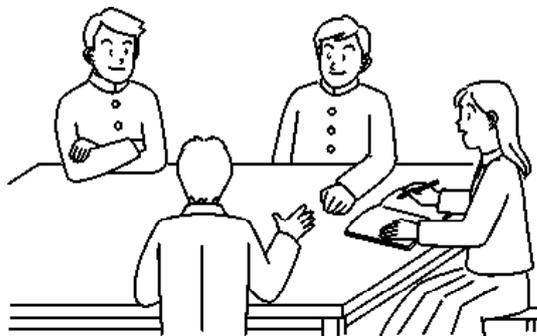
A高校においては、生徒間でいじめ等のトラブルが発生した場合、すぐに全校集会を実施するなど、普段から問題行動に対して積極的な取組が行われていた。そのような取組をさらに発展させるため、人権教育部からの提案により、学校独自の「いじめをなくす宣言文」を作ることになった。

まず、一学期末に各ホームルームのLHRの時間を利用し、いじめについての学習を実施した。そして、いじめの形態や内容、捉え方、そして、いじめの被害を受けたときやいじめを目撃したときの対応方法等について話し合った。この学習を受けて、生徒一人一人がいじめに対する思いを文章にし、ホームルーム担任に提出した。その後、二学期のはじめにもう一度各ホームルームのLHRの時間を利用し、いじめについて学習し、各自が考えた文章をもとにして、各ホームルームの宣言文を作成した。

次に、各ホームルームごとに作成された宣言文を代表生徒が持ち寄り、校内全ホームルームの宣言文をまとめ、学校としての「いじめをなくす宣言文」を作り上げた。

この宣言文は、二学期末に開催されたの「人権の日」の行事において、全校生徒の前で読み上げられた。

現在、各教室には、生徒全員の思いと願いが込められたこの宣言文が掲示されている。



いじめをなくす宣言文

いじめは、絶対に一対一ではあり得ない。必ずひとりに大勢で襲いかかるものだ。それは、相手の自信や希望を奪い、心に深い傷を残してしまう。

ここに私たちは宣言する。手を差しのべ声をかけて誰もひとりぼっちにさせない。そして、相手の考えや個性を理解しようとするを。

なぜなら、まず自分が相手の気持ちを理解すれば、互いに認め合うことができるからである。

集団は助け合い、互いを高めあうためのものであって、決して人を攻撃するものではない。

事例から学ぶ

① 生徒自らが声を出すこと

いじめは、決して他人事ではないということをどの生徒も頭の中では理解できている。

しかし、そこで重要なのは、自分の身近で、あるいは自分自身に起こった時、実際にどのように対応すべきかを生徒にあらかじめ考えさせておくことが大切である。

その意味でこの取組は、生徒一人一人がいじめを自分の問題として「いじめをなくす宣言文」を考え、話し合い、ひとつの文章として作り上げたことに大きな意味があった。

教室に掲げられたこの宣言文を見て、「誰かが言っている」ではなく、「自分が声を上げた」という実感を生徒にもたせることができた。このことが、現在のいじめを許さない学校全体の雰囲気作りにつながっていると考えられる。

② 教職員・生徒全員での取組

「いじめをなくす宣言文」の取組は、教職員主導で始まり、生徒たちが自分の思いや願いを素直に声に出して話し合い、それを宣言文として作り上げるところまでできた。

いじめが発生する場には、教職員や他の大人が居合わせることがほとんどなく、いじめがいつ、どこで、どのように発生するのか、予測することが難しい。いじめの問題は、教職員だけが取り組んでなくなるものではなく、生徒だけで解決できるものでもない。今回の取組のように、学校の教職員と生徒全員が「いじめを許さない」「いじめをなくしたい」という姿勢を示し続けることが重要である。

③ ここから始まる取組

この取組は、校内で大きな成果をあげている。この宣言文が作成されてから、A高校からは、大きいじめの事象が報告されていない。しかし、この取組は、まだ始まったばかりで、現在、人権教育部が作成したリーフレットを通して、学校全体の宣言文はもとより全ホームルームの宣言文を各家庭に配布し、校内でのいじめに対する取組を各家庭にも広げようとしている。

今後は、生徒と教職員、生徒同士のコミュニケーションを大切にすることはもちろん、学校と家庭、地域との連携も視野に入れた地道な取組を重ねていくことが求められる。

参考資料

「いじめ問題に関する取組事例集」 (文部科学省)

【5】(14)「生徒フォーラムやピアフレンド活動等による望ましい集団作り」

「いじめ問題対策情報－学校・地域取り組み情報－」 (教育情報ナショナルセンター)

http://www.nicer.go.jp/integration/user/torikumi/torikumi_list.php

「人権作文第47集『ひとりひとりの願いを』」 奈良県高等学校人権教育研究会編

(奈良県高等学校人権教育研究会)

(2) いじめのアンケート結果から、生徒と共にいじめの解決に取り組んだ事例

事例の概要

A高校では、全校生徒を対象にいじめのアンケート調査を実施した。その結果、いじめの被害を受けている生徒が数名いることがわかった。その後、いじめの実態を把握するために、様々な機会を通して被害を申告するよう生徒に呼びかけたが、生徒からの相談や情報提供がないままであった。

そのような中、生徒会が発行する新聞紙上で、いじめに関する記事を掲載し、全校生徒にいじめの解決に向けた呼びかけをした。そして、その数日後、ある生徒から教職員に「いじめの被害を受けている」との相談があった。

取組の経過

アンケート調査の結果を重く見たA高校では、すぐに全教職員に対して「現在いじめの被害を受けていると回答した生徒がいる」ことを報告し、「その内容が深刻である可能性も考え、全生徒を注意深く観察していく」との共通理解を図った。同時に、各ホームルームや全校集会で生徒に「いじめは絶対に許すことはできない」「もし、いじめの被害にあっているのであれば勇気を出して相談して欲しい」と訴えた。また、教職員は、いじめの被害にあっているかも知れないと思われる生徒への面接を実施した。しかし、その時点では、いじめの実態を把握することができなかった。

そのころ、教職員の呼びかけで、生徒会がいじめに関する記事を生徒会新聞に掲載する取組をはじめた。その内容は、「いじめから尊い命を守るために」と題して、「悩みを打ち明けることは決して恥ずかしいことはありません」「私たちには、私たちを思ってくれる人がいることを忘れないで、将来に向かって強く生きましょう」というものであった。

数日後、ある生徒から教職員に被害の相談があり、いじめの実態がようやく明らかになった。

事例から学ぶ

①「気軽に相談しやすい雰囲気」の醸成

この事例では、アンケート結果を受け、教職員が様々な場面で早急に対応策を打ち出せた。同時に、生徒会も被害の相談を促す取組を行うなど、学校全体として「気軽に相談しやすい雰囲気」づくりに取り組めた。このように被害生徒がいつでも相談できるという安心感を作り出すことが一番大切である。また、全教職員が日常の指導の中で、「いじめは絶対に許さない」「被害生徒を徹底して守り抜く」という強い姿勢を示す必要がある。

そして、早期に生徒の悩みを把握し対応するために、相談週間を設定し、各ホームルーム担任が全生徒に対して面談を実施したり、スクールカウンセラーや教育相談担当の教職員が教育相談を実施するなど、教育相談体制を整備し、その充実を図ることも大切なことである。

② いじめの実態把握に向けた不断の取組

もし、この事例のように、アンケート調査を実施していなければ、教職員はいじめの存在に気付かず、事態がさらに深刻化していたかもしれない。教職員は、常にどこかにいじめが存在する可能性があり、それを容易に発見することが困難であるという認識のもと、実態把握に向けた様々な取組を日ごろから進めることが大切である。

例えば、「教職員による日常の観察やアンケート調査の実施」「生徒同士のピア・カウンセリング」「生徒会が主体となったいじめを早期発見するための活動」「保護者に対する啓発及び情報提供の呼びかけ」「教育相談体制の充実」等の様々な取組が必要と考えられる。

各校で工夫を加え、学校や生徒の実態に応じた効果的な取組を展開する必要がある。

③ 生徒の問題解決能力の開発・活用

この事例では、教職員による訴えかけが、生徒会を中心とした生徒の自主的・主体的な活動につながった。いじめの防止や早期発見に向けた生徒の活動として、この事例のほか「いじめ追放集会」の開催や、生徒同士での「見守り活動」などが各校で実施されている。

また、日ごろから各ホームルームのLHRの時間において、生徒同士でいじめ問題について話し合わせたり、ボランティア活動などの体験的な活動を実施するなど、生徒の問題解決能力を伸ばさせる取組を計画的に進める必要がある。

④ 生徒への発信内容は慎重に

生徒の自主的な取組であっても、教職員による適切なサポートは欠かせない。この事例においては、生徒会が新聞に「将来に向かって強く生きましょう」という内容の文を掲載した。これは、いじめの被害を受けたことにより「自分は弱い人間だ」という認識をもつ生徒にとって、さらに自分を責めかねない表現であり、十分な配慮が必要であったと考えられる。いかなる場面においても「心の問題」を扱う時は、慎重さが必要である。

いじめられている生徒の心性について

いじめへの対応を行う際、次のような心性に配慮した共感的な指導が求められる。

ア 「自分が悪いのではないか」

「いかなる場合においてもいじめという行為は、いじめる側がその責を負う」との考えが必要である。いじめの被害を受けている生徒が、自分に問題があると考え、孤立感や無力感を強めていくことがないように指導する必要がある。

イ 「自分は弱い人間ではないか」

いじめの被害を受けたことによる不安感の中で、「自分は弱い人間ではないか」と考える場がある。このようなときに、「もっと強くなれ」と声をかけることは、たとえ励ましの言葉であっても、生徒には負担になってしまうことを知っておく必要がある。

ウ 「隠したい、でも気付いて欲しい」

「いじめられていることが分かると保護者に心配をかける」「周りに知られることでより一層自分がみじめになる」などと、いじめられた生徒は、その事実を隠そうとする場合が多い。よって、会話の量や内容が変化するなど、生徒が発する意識的又は無意識的なサインに、気付くことのできる体制づくりが必要である。また、アンビバレント（相反する気持ちが同時にある様子）な心性に対する配慮も必要である。

(3) 教職員が一丸となって、いじめの解決に取り組んだ事例

事例の概要

被害生徒Aと加害生徒Bとは、中学時代からいじめる側といじめられる側という関係にあった。高校入学後、登下校途中にAは、駅でBとその友達に出会い、改札口で「通行料」を請求された。また、校内においても、Bが休憩時間に違うホームルームのAの所に度々やって来て、机の周りに立ったり、廊下で通せんぼをするなど嫌がらせをしていた。

そして、Aは、「また何か嫌がらせをされるのではないか」という不安を常に持ち続けながら学校生活を送っていた。

そんなある日、Aは、自宅に家庭訪問に訪れたホームルーム担任に、勇気を出してこの不安を打ち明けた。

取組の経過

生徒Aから事情を聞いたホームルーム担任は、すぐに学年主任と加害生徒のホームルーム担任にこの事象を報告した。

その後、時間をおかず、加害生徒Bのホームルーム担任は、Bにその事実を確認した。

しかし、B本人には、明確ないじめの認識がなく、中学時代からの人間関係でちょっかいをかけている程度の認識しかもっていなかった。そこで、Bに対してAの思いをしっかりと伝え、「たとえ自分がいじめている認識がなくても、相手がいやがるような行為は、絶対にしてはいけないことだ」と強くBの認識を変えるための指導を行った。

また、休憩時間や登下校時に再びトラブルが発生することも予測されたので、休憩時間中には、教職員による校内での巡視を強化したり、登下校時の校外巡視も実施し、教職員の目が当該生徒にくまなく行き届く状況を作った。その後、ホームルーム担任の粘り強い指導により、Bは指導に従い、自らの行為がAの心を傷付けていた事に気付き、Aに謝罪できるようになった。

事例から学ぶ

① 実効性のあるシステムの確立

この事例は、中学時代からの当該生徒同士の間関係性をホームルーム担任が事前に把握していた。このことで、被害が金銭的・身体的な段階に及ばない状況で複数の教職員と連携し、迅速に事象に対応することができた。その結果、早い段階でいじめの進展を食い止めることができたと考えられる。

さらにこの事例は、違うホームルームに在籍する生徒間の問題であったので、それぞれのホームルーム担任、学年主任、教科担当者、生徒指導部の教職員が連携し、事象の発生後、授業中だけでなく休憩時間や登下校時まで巡視活動を実施する等、対策を十分にとることができた。

このことで、被害生徒に対しては、常に誰かが見ていてくれるという安心感を与えるこ

とができた。また、加害生徒に対しては、常に誰かに見られているという思いをもたせることで、問題行動の抑制につなげることができたと考えられる。

この事例から、各学校においては、生徒たちが安心して学校生活を送ることができるように、全教職員が密接な情報交換により共通理解を深め、一致協力して指導に取り組む実効性のある体制を確立させる必要があると言える。

② 加害生徒への対応

関係者に事実確認する時は、慎重に実施しなければならない。

特に、加害生徒に対する確認は、事実内容を正確に把握した上で、その事実を加害生徒に認めさせることから始まる。また、その時、いかなる理由があろうとも、いじめが正当化されることがあってはならない。

ただし、加害生徒が、心の内面に大きな不安やストレスを抱えている場合も多いので、それらの訴えについては、受容的な態度で受け止める姿勢が必要である。また、いじめに対する認識をもてない生徒には、被害生徒がどれだけ傷付きつらい思いをしているかを十分気付かせる必要がある。

今回の事例では、ホームルーム担任の指導の結果、加害生徒が被害生徒の立場に立って考えることが出来るようになった。

教職員は、日ごろから相手の心の痛みに共感できる生徒の心の育成を目指す必要がある。

③ 事後の様子を継続的に注視

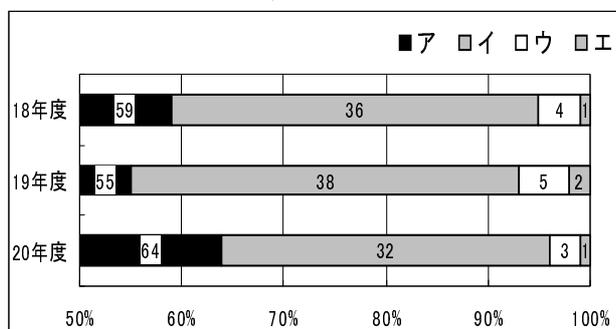
いじめ発見後、いじめを直ちに「止めること」は最も必要なことだが、いじめた生徒に対して「もう二度とするな」と指導し、「わかりました」との言葉を引き出した（言わせた）ことで指導が終了した（いじめがなくなった）と思いたまないことが大切である。

指導終了後、逆に、いじめがエスカレートしたり、陰湿化・潜在化したりすることがある。いじめを「止めること」といじめが「なくなること」とは違うとの認識が重要である。

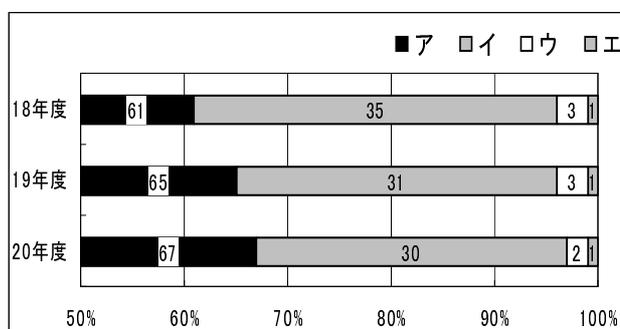
いじめについてのアンケート結果 〈県教委 毎年2学期末実施〉

質 問 いじめについてどう思いますか？

中学校



高等学校



ア 絶対にいけない イ しない方がよい ウ してもよい時がある エ しても構わない
 H18年度（悉皆調査） H19年度 H20年度（抽出調査）

(4) 部活動内で発生したいじめに、 多くの教職員が連携してその解決に取り組んだ事例

事例の概要

3学期の中ごろ、運動部の顧問が2年生の部員Aから「話がある」と相談をもちかけられた。放課後その部員を別室に呼んで話を聞いてみると「1年生の9月ごろより、同じ部のBやC、Dから殴る蹴るなどのいじめを受け、もう耐えることが限界で、このままでは自分もどのような行動に出るかわからない」とのことだった。

部顧問は、この問題を部内のこととして抱え込むことなく、多くの教職員と連携して迅速に対応を進めた。そして、その結果、早期に事象を解決することができた。

取組の経過

生徒Aから相談を受けた部顧問は、すぐにホームルーム担任、学年主任、生徒指導部の教職員に事象を報告し、多数の教職員と連携して早急な対応を始めた。

まず、ホームルーム担任が被害生徒Aを自宅まで送り届け、本人及び保護者に対して「学校全体として責任をもってこの事象に対応し、本人を守って行く」ことを伝えた。

それと同時に、部顧問が当該部の生徒から、生徒指導部の教職員が加害生徒たちから、それぞれ個別に事情を聞いた。

そして、このいじめ事象の内容が大変深刻なものであることが分かった。また、加害生徒たちは、このことを重大なこととして捉えておらず、Aの気持ちをまったく考えていないことも分かった。

聞き取りの後、関係教職員が協議し、その日のうちに加害生徒の保護者を学校に呼び、事象の内容を説明した上で、学校の指導方針を伝えた。また、翌日より、加害生徒に対して「今までの行動は絶対に正当化できないこと」「Aが『学校をやめたい』と考えるほど精神的に追い込まれていたこと」などを時間をかけて指導していった。

指導の中で加害生徒は、自分たちの非を認め、徐々に反省の気持ちを持ち始めた。そして、Aに対して謝罪し、改めてチームの仲間としての望ましい人間関係づくりに努力することを約束した。

事例から学ぶ

① 組織的かつ機動的な対応

この事例において、まず評価できることは、一部の教職員だけで事象に対応することなく、多くの教職員と連携し、しかも素早く対応できたことである。また、事実を確認できたその日のうちに、双方の保護者に対して学校の指導方針を説明し、協力を求めたことも早期解決につながったと考えられる。

このように複数の生徒が関係する事象では、複数の教職員が同時に対応に当たる場合が多い。この時、組織としての指導方針を慎重かつ早急にまとめ、十分共通理解した上で対応することが大変重要である。また、日ごろからいつ何が起きても不思議ではないという認識のもと、問題事象が起こった際の教職員の連絡体制や対応方法などをできるだけ具体

的に確認し、発生時には、早急かつ慎重な初期対応を躊躇なく実行できるように準備しておくことが大切である。

② 部活動におけるいじめ防止

部活動においては、生徒が様々な活動に取り組みながら、周囲と協力する姿勢や相手を思いやる心などを身に付けることができる。しかし、残念ながらこの事例のように、部活動においていじめが数多く発生していることも事実である。

この事例においては、「顧問がいじめを発見できなかったこと」「いじめを見ていた他の部員が教職員に相談をするなどの具体的な行動をとらなかったこと」が大きな反省点である。

このことから、指導者は、部活動の場でのいじめを防止するため、日ごろから部員の人間関係を十分に把握し、その望ましい関係づくりに取り組むことが大切である。

③ 社会性の基礎を培う計画的な取組

加害生徒は、自分たちが起こしてしまった事象の重大さについて、当初認識できていなかった。

このことは、学校全体にとっても大きな課題である。また、普段からの教育活動において、相手の気持ちを考えて行動するという社会性の基礎を計画的に身に付けさせる取組が必要である。

そして、ホームルーム活動の年間計画の中にも、仲間づくりやいじめに関する学習内容を取り入れ、学校全体としていじめを許さない体質づくりを進める必要がある。



部活動といじめ

豊かな人間関係を育むべき部活動で、なぜいじめが起こるのか。いじめにつながる可能性がある部活動という集団の特性について、数点挙げてみる。

ア 生徒(部員)同士が非常に密接な関係である

生徒同士がフォーマル・インフォーマルの区別なく、密接な人間関係になり過ぎて、軋轢を生む関係になる可能性もある。

イ 競争的な関係である

部活動ではいわゆる「レギュラー争い」など、仲間との競争が当然のこととして起こる。本来的には、仲間との競争が自己を切磋琢磨し、自分をより高めるためのよい環境となるはずであるが、上級生が「レギュラー」の下級生をいじめるなど歪んだ行動が生じることもある。

また、過度の競争が、「競争に勝った者と負けた者」という意識をつくることも考えられる。

ウ 目標や結果を共有する関係である

部活動では、部員が目標を共有し「一人の成功や失敗は、全体の成功や失敗である」と結果も共有することがある。この目標や結果の共有は、通常、よりよい集団づくりに作用することが期待できるが、「失敗の共有」が過度に強調されると、失敗した生徒に対する批判が生まれ、いじめの引き金となることもある。

(5) 教職員がいじめにすぐに気付けなかった事例

事例の概要

北海道への修学旅行2日目の宿泊施設は、数カ所あるペンションへの分宿であった。ホームルームごとの分宿を基本としていたが、各ホームルームの男子生徒数が少なかったため、男子生徒間の親睦を深める意味も含め、この日は、男子生徒全員を1つのペンションに集めて宿泊させた。また、そのペンションには、2名の教職員が同宿した。

被害生徒Aは、他の生徒とのコミュニケーションが苦手な生徒で、この夜、他の生徒より早く就寝した。その後、同宿していた男子生徒数名が、Aの頬に赤いインクで落書きをしていた。

翌日の午前中に実施された体験学習の際に、ホームルーム副担任（別のペンションに宿泊）がAの頬に何か落書きされた形跡があることに気付き、本人に確認した。

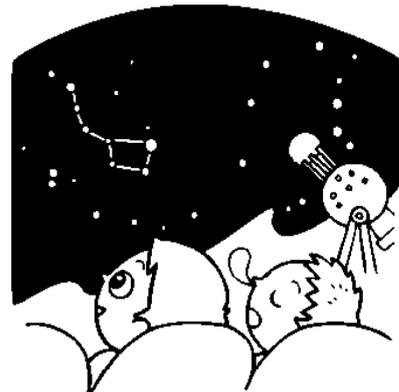
Aは、誰かに就寝中落書きされたことを含め、今までにも度々いやがらせを受けていたことを打ち明けた。

取組の経過

3日目の午前、Aの頬にある落書きの跡に気付いたホームルーム副担任は、すぐ本人から事情を聞き、事象の概要を確認した。その後、早急にAの頬に残る落書きの跡を消すため、化粧落としで擦るなどしたが、完全には消えなかった。

同日午後、ホームルーム担任や副担任、学年主任が、Aと一緒に宿泊していた男子生徒全員を集め、事象の確認をした。また、その後、いじめ行為を認めた加害生徒に対しては、「軽い気持ちでやったことかも知れないが、決して許せない行為である」と厳しく指導した。

Aの保護者へは、修学旅行から帰校後、ホームルーム担任が本人を自宅まで送り届け、詳しく事象の説明を行った。また、その翌日、加害生徒やその保護者を学校に呼び、ホームルーム担任や副担任、学年主任から事象を説明し、その後の学校の指導方針も示し、厳しく指導していくことを伝えた。



なお、Aの保護者が加害生徒やその保護者からの直接の謝罪を望まなかったことから、ホームルーム担任が家庭訪問し、加害生徒の謝罪の気持ちをAやその保護者に伝えた。

後日、学年で各ホームルームのLHRの時間にこの事象を取り上げ、仲間として支え合うことや相手の気持ちを思いやることの大切さを全生徒に指導した。

事例から学ぶ

① 生徒をきめ細かく観察することの大切さ

この事象が発生した翌朝、ペンションを出発する前に、何人もの教職員や生徒がAの様子を見ていたはずである。Aの頬に残った落書きの跡は、ホームルーム副担任がすぐに気付くほどの状態であったにもかかわらず、誰一人そのことを教職員に申し出ることがなかったことは、非常に残念なことである。

修学旅行など日常生活と違った活動の場においては、生徒の精神状態が普段とは違っていることが多い。教職員が生徒一人一人の性格や人間関係を常に把握し、細心の注意を払ってこの修学旅行に臨んでいれば、このような事象の発生を未然防止または早期発見できていたと考えられる。

② いじめのサインを見落とさないために

この事例では、事象の発生後、複数の教職員がいじめのサインを見落としていたが、幸いホームルーム副担任が気付いたことにより、修学旅行中に指導を始めることができた。

Aは、おとなしい性格で、自分からいじめの被害を訴えることがなかなかできない生徒である。

もし、全教職員がこのいじめに気付くことができなければ、Aに対するいじめは、より深刻なものとなっていたと考えられる。また、いじめている側も、ただふざけているだけという認識のままで、自分たちの行為が人を傷付けていることに気付くことはできなかったのではないだろうか。

当初、Aは、あまりこの事象を気にしていないかのように振る舞っていた。しかし、実際には、深く傷付き、自分の思いをストレートに表現できないだけであった。

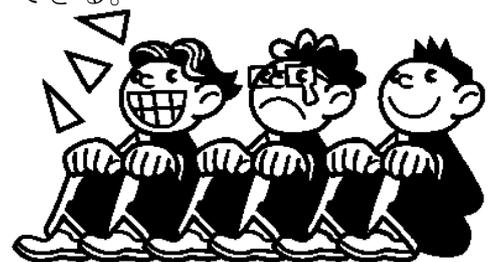
この事例においては、副担任がAの心に寄り添った聞き取りをしたことにより、今回の事象だけでなく、これまでも嫌がらせを受けていたということを知ることができた。

このことから、改めていじめ事象への対応においては、生徒が発するサインを見落とさず、生徒の心に寄り添った指導を行うことが大切であるといえる。

③ 教職員に求められる「感性」

ホームルーム担任、副担任がこの事象を把握し、他の教職員に説明した際、教職員の中でも事態の受け止め方にそれぞれ個人差があった。そして、このことが今回の事象において、いじめの発見を遅らせた原因の一つと考えることができる。

教職員は、日ごろからしっかりと人権感覚をみがき、生徒の心の変化を見逃さず読み取ることができる「感性」を身に付けておくことが必要である。



(6) 教職員が一丸となって、「ネット上のいじめ」に取り組んだ事例

事例の概要

3学期中旬、1年生の女子生徒A子からホームルーム担任へ、同じホームルームの女子生徒B子の携帯電話のホームページ上に、自分の悪口が書かれているとの相談があった。

ホームルーム担任がA子から詳しく事情を聞くと、A子の実名を書いているではないが、誹謗・中傷の相手がA子本人であることが特定できる文面で「学校へ来るな、死ね」といった言葉が2度書かれていたとのことであった。

A子は、実際に自分の悪口が書き込まれているホームページの画面を「画面コピー」で保存して、学校へ持ってきていた。そして、ホームルーム担任もそれを確認した。

また、2度目の書き込みがあった時、A子は、その内容が私のことを指しているのではないかとB子に直接尋ねたが、B子が認めなかったため、担任に相談したとのことであった。

取組の経過

A子から相談を受けたホームルーム担任は、すぐに学年主任や生徒指導部にその内容を報告した。翌日、登校したA子とB子をすぐに呼び、A子からは再度ホームルーム担任が、B子からは学年主任がそれぞれ事象の確認を行った。

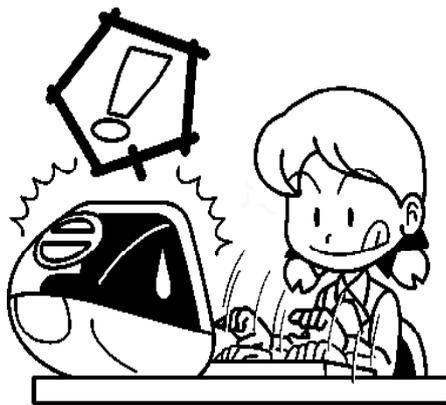
B子は、1回目のホームページの文章について、自分が書いたことを認めた。しかし、2回目の文章は、B子の友達で隣のホームルームのC子が書いたものであると話した。

すぐにC子も呼び、ホームルーム担任に事象確認してもらったところ、C子も自分が書いたことを認めた。また、B子とC子から事情を聞く中で、1学期中旬からA子の自分勝手な行動に対してB子が不満を持っており、お互い小さなトラブルが絶えなかったことが明らかになった。そして、B子は、その不満のはけ口として、自分の携帯電話のホームページ上に、A子の悪口を書いたということであった。

その日のうちに家庭訪問を実施し、それぞれの生徒の保護者にこの事象を説明した。また、被害生徒A子の保護者に対しては、その後の学校の指導方針についても特に詳しく説明した。

指導の中でC子は、A子とそれほど深い人間関係をもっているわけではなく、友達であるB子との話のやり取りの中で、軽い気持ちで書き込んだことを認め、A子に対してすぐに謝罪することができた。しかし、B子は、これまでのA子との人間関係のもつれから「なぜ自分ばかりが指導されなければならないのか」という気持ちが強く、教職員の指導も入りにくい状況であった。

その後、ホームルーム担任が何度も根気強く家庭訪問を繰り返し、B子やその保護者と話し合いをした。



その結果、「いかなる状況であってもこのような形で人を誹謗・中傷してはならない」ということを、B子本人が理解できるようになって行った。

そこで、A子とB子、そして、その保護者に来校してもらい、教職員もまじえて直接話し合う機会を持った。そして、その場において、B子は、A子に素直に謝罪することができ、お互い和解することができた。

さらに、この事象に関するB子とC子への指導終了後も、A子とB子の人間関係の改善に向け、ホームルーム担任、学年主任、教科担当教職員などが中心となり、二人がよりよい関係を築いていけるよう、学校生活の中で様々な継続的指導が行われた。

事例から学ぶ

① 事象の背景を正確に把握する

今回の事例は、入学当初から少しずつ積もった人間関係の不満が、このような形となって現れたと考えられる。教職員が何度も家庭訪問を実施し、じっくり話を聞く姿勢を貫いたことで、事象の背景にある加害生徒の被害生徒に対する感情のもつれも引き出された。

この事象においては、表面に現れた部分のみを取り上げて指導していても、おそらく、また同じような事象が発生したと思われる。

事象の根本的な解決には、その背景にある事柄を正確に把握することが重要である。

そのために、日々生徒の観察をすることはもちろんのこと、保護者との信頼関係をきちんと築いておく必要がある。

② 組織（チーム）作りの重要性

この事例では、ホームルーム担任、学年主任が再三にわたって家庭訪問を実施し、A子とB子の双方の保護者に指導の経過を報告した。また、家庭訪問に当たっては、事前に管理職、生徒指導部、学年主任、ホームルーム担任が入念に打ち合わせを行った上で実施した。そして、実施したその日のうちにその内容を管理職に報告し、その後の指導方針について関係教職員全員で検討した。このことで、学校が一丸となり、ブレのない一貫した指導方針をもってこの事象に取り組めた。

事象を「当該学年だけの問題」として扱うのではなく、管理職も含めた生徒指導組織全体で解決に向け取り組んだため、事象の発生当初から、様々な意見が指導に反映され、教職員の意思統一がきちんとなされた中で、当該生徒を指導することができた。また、事象の内容は、発生してからすぐに全教職員に報告され、共通理解を図りホームルームや学年集会で指導を行うなど、再発防止に努める素早い対応が有効であった。

今後、多様化する生徒指導の問題に対応するため、こうした教職員が一丸となり素早く動ける組織作りが重要である。



(7)「ブログへの書き込み」がいじめに発展し、その解決に取り組んだ事例

事例の概要

男子生徒5名が、同じホームルームの女子生徒のブログに「死ね」「豚」「学校へ来るな」などと、朝から5回、夜にも1回、携帯電話を使って書き込んだ。また、これ以前にも1回書き込みをしていた。

このホームルームでは、年度当初から男子生徒と女子生徒との関係が良好ではなく、その状態が続いたまま2学期を迎えた。体育大会のメンバー決定や練習中の時も、男女間の意見や行動がかみ合わず、言い合いになることもあった。

また、書き込みをされた女子生徒を含む女子グループ5名は、休憩時間や授業中騒がしく、男子グループは、このことに対して日ごろから良くない印象を持っていたため、書き込みをしてしまった。

被害を受けた女子グループの一人が、加害者である男子グループの一人からこの書き込みの事実を聞き、他の加害男子生徒に詰問したところ、書き込みの事実を認めた。

また、男子生徒の一人は、被害女子生徒と携帯電話の機種が合わず、書き込みできなかったため、他校生に書き込みを依頼していたことも認めた。

取組の経過

加害者である男子グループの生徒たちは「こんな大事になるとは思わなかった」「女子生徒に呼ばれ詰問されて、初めて事の重大さに気付いた」と全員が口をそろえて話した。

事象の確認後、すぐにホームルーム担任と学年主任、生徒指導主任が男子グループ5人の家を順次家庭訪問し、保護者にこの事象についての説明を行った。

翌日、臨時に職員会議を開き、全教職員にこの事象を説明した。同日夜、この件にかかわった加害・被害生徒10名とその保護者が学校に集まり、この事象に至った経緯、今後ホームルームの仲間としてあるべき姿等について約2時間におよぶ話し合いをもった。最初は、被害者である女子生徒側から厳しい非難の声が出された。しかし、加害者である男子生徒側が、真摯な態度で謝罪したことを受け、書き込みされた女子生徒の母親から、「今回の事象をこれ以上大きな問題にする意思はない」との発言があり、その後、両者が和解できた。

また、その翌日に緊急全校集会を開き、生徒全員にこの事象について説明し、再びこのような事態が起こらないように、生徒指導部長や人権教育部の教職員から指導を行った。

しかし、生徒の中からは「どうしてこれくらいのことで全校集会をしなければならないのか」といった意見が出たり、加害者である男子グループの生徒たちが厳しい指導を受けることで、逆に被害者である女子グループの生徒たちを非難する生徒も出てきてしまった。そして、このことが原因で、女子グループが授業を放棄してしまうという事態も発生した。

その後、LHRの時間等を利用し、ホームルーム担任が生徒全員に自分の思いを伝え、ホームルームの立て直しに取り組んだ。その結果、ホームルームの雰囲気は大幅に改善し、生徒は、落ち着きを取り戻して行った。

事例から学ぶ

① 掲示板やブログ・プロフ等に潜む問題性

携帯電話やパソコンを通信や情報収集の手段として利用することは、現在、高校生の中でごく一般的になってきている。しかし、生徒は、その携帯電話やパソコンが便利なものである反面、いじめや犯罪等多くの問題を引き起こしているという意識が低い。

例えば、掲示板やブログ・プロフ等の使用上の問題点や、使用法によっては犯罪につながるということを生徒に十分理解させる必要がある。

今回の事象は、ホームルームの人間関係がうまくいかないことが原因で起こったが、結果として、被害女子生徒の心を傷付け、周囲の多くの人たちに迷惑をかけた。また、早期に発覚していなければ、より深く被害者の心を傷付け、もっと悲惨な結果になっていた可能性もある。

② 人権を侵害する行為

このような事象が発覚した場合、早急かつ正確に事実を確認し、そのことが人権を侵害する行為であることを加害者にしっかり伝えていかなければならない。また、当該ホームルームの生徒だけでなく、すべての生徒に「人を尊重する心、人と話し合うことのできる心」を育成する取組をあらゆる機会を通じて行う必要がある。

③ 意識を高くもたせる

「こんな大事になるとは思わなかった」「どうしてこれくらいのことで全校集会をするのか」といった発言に見られるように、生徒たちの問題意識は、かなり低いものであった。

インターネットや携帯電話によるトラブルが絶えない現状で、改めて、これら情報手段の正しい利用方法と利用にあたってのモラル教育をあらゆる機会を通して実施していく必要がある。また、今後、このような事象を生徒に具体的に示し、生徒のいじめに対する意識を少しずつ高めていく取組が必要である。

語句説明

(電子)掲示板・・・参加者が自由に文章等を投稿することで、コミュニケーションを行うことができるウェブサイトのこと。掲示板の管理者がテーマ等を設定し、その内容に沿った書き込みをする。

ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。携帯電話等を使用して更新するブログは「モブログ」と呼ばれている。

プロフ・・・「プロフィールサイト」の略で、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、自己紹介サイトを作成することができる。事業者（プロバイダ）が行っている無料のプロフィール作成用サービスを利用すれば、小中学生でも簡単に作成することができる。不特定多数の者が見たり書き込んだりすることができる。

〈参考文献 「いじめに関する取組事例集」 (文部科学省) 〉

13 いじめの早期発見の手だて —チェックポイント—

(1) 学校生活において

① 登下校時において

状	況	
ア	身体の不調を訴えるようになる。	
イ	登校を渋るようになる。	
ウ	通学する友達関係が急に変化する。	
エ	突然一人で登下校するようになる。	
オ	自転車や持ち物が傷んでくる。	
カ	帰宅時間が遅くなってくる。	
キ	衣服が汚れている。	
ク	他の子の荷物をもっている。	
ケ	その他 ()	

② 授業中（朝の会、終わりの会やSHRを含む）において

状	況	
ア	活気がなくなり、表情がさえなくなる。	
イ	急に考え込んだりする表情を見せる。	
ウ	おどおどした態度が目立ち始める。	
エ	積極性がなくなり、動作が緩慢になる。	
オ	おどけるような態度をとり始める。	
カ	虚勢を張った態度を見せる。	
キ	投げやりな態度を見せるようになる。	
ク	聞き直しや言い直しが目立ってくる。	
ケ	学級の雰囲気が重苦しくなる。	
コ	視線をそらすようになる。	
サ	冷やかしの言葉や嘲笑、奇声が生じる。	
シ	独り言を言うようになる。	
ス	的外れの質問をすることがある。	
セ	学級委員などに押し付けられるように選出される。	
ソ	言葉遣いが荒っぽくなったり、丁寧になったりする。	
タ	忘れ物が多くなる。	
チ	授業に遅れてきたり、抜け出したりするようになる。	

状	況
ツ	行事などで本人が不本意な役割や種目に選出される。
テ	その他（ ）

③ 休憩時間において

状	況
ア	一人で過ごすことが多くなる。
イ	休み時間になるとすぐに教室から出ていく。
ウ	泣いていることがある。
エ	始業のチャイム直前にトイレに行く。
オ	職員室によく来るようになる。
カ	他学級の児童生徒のところへ行くようになる。
キ	教科書等をよく貸すようになる。
ク	数人の一番後で虚勢を張って廊下等を歩く。
ケ	あだ名で呼び捨てられるようになる。
コ	目に付きにくいところで行動するようになる。
サ	教室移動の際、一番最後に行ったり、他の児童生徒の教科書等をもたされたりする。
シ	他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる。
ス	その他（ ）

④ 昼食時において

状	況
ア	食べ物にいたずらされる。
イ	好きなものを他の児童生徒に譲る。
ウ	給食の配膳量が他の児童生徒と均一でなくなる。
エ	一人で昼食を取るようになる。
オ	食事の量が減ったり、取らなかつたりする。
カ	弁当を持って来なくなる。
キ	給食当番での役割が固定する。
ク	自教室で昼食を取らなくなる。
ケ	教室にいないときがある。
コ	その他（ ）

⑤ 清掃時間において

状	況	
ア	いつも一人で掃除をしている。	
イ	いつも後片付けをしている。	
ウ	みんなが嫌がることをさせられる。	
エ	一人だけ離れた所において、掃除をしない。	
オ	その他（	）

⑥ 部活動において

状	況	
ア	部活動を休むことが多くなる。	
イ	部活動終了後、一人で下校する。	
ウ	活動の場を与えられない。	
エ	参加することをためらうようになる。	
オ	突然、部を辞めると言い出す。	
カ	遅刻して参加するようになる。	
キ	終了時間がその子だけ遅くなる。	
ク	部活動の話題を避けるようになる。	
ケ	その他（	）

⑦ その他の生活において

[身体の変化について]

状	況	
ア	顔や身体に傷やあざがある。	
イ	身体の不調を訴える。	
ウ	食欲が減退する。	
エ	頻繁に保健室に行くようになる。	
オ	神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が表れる。	
カ	チック症状が見られる。	
キ	その他（	）

[頭髪、服装等の変化について]

状	況	
ア	服に汚れや傷みが目立ち始める。	
イ	髪形が変化し、目立つようになる。	
ウ	その他（	）

[持ち物について]

状	況	
ア	上靴や下靴、体育館シューズ等が隠される。	
イ	持ち物がなくなる。	
ウ	持ち物に落書きされる。	
エ	教科書やノートが破られている。	
オ	他の児童生徒から教科書等を借りるようになる。	
カ	お金を頻繁に持ち出すようになる。	
キ	ノートを使わなくなる。	
ク	整理が乱雑になる。	
ケ	その子の物だけが壊される。	
コ	刃物などの危険なものを所持するようになる。	
サ	その他（	）

[その他の変化について]

状	況	
ア	提出物が期限内に提出されなくなる。	
イ	筆記する文字が乱雑になったり、筆圧が弱くなる。	
ウ	板書事項を写さなくなる。	
エ	ノートや作品にいたずらが見られる。	
オ	日記や作文の記述内容に変化が見られる。	
カ	学習成績が下降し始める。	
キ	その他（	）

[公共物等について]

状	況
ア	机、椅子、ロッカーに落書きやいたずらの跡がある。
イ	黒板や教室の掲示板、壁等に落書きが書かれる。
ウ	トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる。
エ	その他（ ）

(2) 家庭や地域での生活において

状	況
ア	朝、なかなか起きて来なくなる。
イ	登校を渋りだすようになる。
ウ	行動全体が鈍くなる。
エ	帰宅時間が遅くなる。
オ	準備に時間がかかり、なかなか家を出て行かない。
カ	覇気がなく、憂鬱で心配そうである。
キ	電話が頻繁にかかるようになる。
ク	友達関係が変わる。
ケ	ふと外出したりして、外出の回数が多くなる。
コ	食事の時間が不規則になる。
サ	食事の嗜好や量が変わる。
シ	学校のことや友達のことを話したがるなくなる。
ス	家にいる時間が増える。
セ	ため息をつくことが多くなる。
ソ	部屋に閉じこもりがちになる。
タ	兄弟にあたりたり、いじめたりする。
チ	物を大切にしなくなったり、壊したりする。
ツ	小遣いの値上げを要求する。
テ	家庭からお金を持ち出す。
ト	新しく買った物がなくなる。
ナ	けがをして帰ることがある。
ニ	服に汚れや傷みが目立ち始める。
ヌ	たまり場に出掛けることがある。
ネ	人間関係が変化してくる。
ノ	その他（ ）

事例から学ぶいじめ対応集

平成21年3月発行
奈良県教育委員会事務局学校教育課
〒630-8502 奈良市登大路町30番地
☎ 0742-22-1101 (代表)
URL <http://www.pref.nara.jp/gakko/>